

**個人データの処理と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移転並びに  
指令 95/46/EC の廃止に関する  
欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則  
(一般データ保護規則)**

欧州議会及び欧州連合の理事会は、  
欧州連合の機能に関する条約、及び、とりわけ、同条約の第 16 条に鑑み、  
欧州委員会からの提案に鑑み、  
規則案を構成国の議会に送付した後、  
欧州経済社会委員会の意見に鑑み<sup>1</sup>、  
地域委員会の意見に鑑み<sup>2</sup>、  
通常の立法手続に従って審議し<sup>3</sup>、  
以下のとおりであることを念頭に置いて、この規則を採択する。

(1) 個人データの処理と関連する自然人の保護は、基本的な権利の 1 つである。欧州連合基本権憲章（以下「憲章」という。）の第 8 条第 1 項及び欧州連合の機能に関する条約（以下「TFEU」という。）の第 16 条第 1 項は、全ての者が彼または彼女に関する個人データの保護の権利をもつと定めている。

(2) 個人データの処理と関連する自然人の保護に関する基本原則及びそれに関する規定は、その国籍及び居住地がいかなるものであれ、自然人の基本的な権利及び自由を尊重し、とりわけ、その個人データの保護の権利を尊重する。この規則は、自由、安全及び正義の領域の達成及び経済共同体の達成、経済的及び社会的な成長、域内市場における経済の強化及び収斂、並びに、自然人の幸福に貢献しようとするものである。

(3) 欧州議会及び理事会の指令 95/46/EC<sup>4</sup>は、処理活動と関連する自然人の基本的な権利及び自由の保護を整合性のとれたものとする、そして、構成国の間における個人データの支障のない移転を確保することを求める。

(4) 個人データの処理は、人間に奉仕するために設計されるべきである。個人データの

---

<sup>1</sup> OJ C 229, 31.7.2012, p. 90.

<sup>2</sup> OJ C 391, 18.12.2012, p. 127.

<sup>3</sup> 欧州議会の 2014 年 3 月 12 日の意見書（官報未登載）及び第 1 読会における欧州連合理事会の 2016 年 4 月 8 日の意見書（官報未登載）及び欧州議会の 2016 年 4 月 14 日の意見書

<sup>4</sup> 個人データの処理と関連する個人の保護及びそのデータの支障のない移転に関する欧州議会及び理事会の 1995 年 10 月 24 日の指令 95/46/EC（OJ L 281, 23.11.1995, p.31）

保護の権利は、絶対的な権利ではない；すなわち、それは、比例性の原則に従い、社会の中における機能との関係において判断されなければならない。かつ、他の基本的な権利とバランスのとれたものでなければならない。この規則は、全ての基本的な権利を尊重し、そして、憲章によって認められ、諸条約に掲げられている自由及び基本原則、とりわけ、私的な生活及び家庭の生活、住居及び通信の尊重、個人データの保護、思想、信条及び信教の自由、表現及び情報伝達の自由、企業活動を営む自由、効果的な救済及び公正な裁判を受ける権利、文化的、宗教的及び言語的な多様性に留意するものである。

(5) 域内市場が機能することから生ずる経済及び社会の統合は、個人データの国境を越える移転の大規模な増加を導いた。欧州連合全域において、自然人、団体及び企業を含め、公的な行為主体及び民間の行為主体の間における個人データの交換が増加した。構成国の国内機関は、欧州連合の法律によって、自身の職務を遂行することができるようにするために、または、別の構成国内の機関の代わりにその職務を行うことができるようにするために、協力し、かつ、個人データを交換することを求められ続けている。

(6) 急速な技術発展とグローバル化は、個人データの保護に対して新たな検討課題をもたらしている。個人データの収集及び共有の規模は、非常に大きくなった。技術は、私企業と行政機関のいずれについても、その活動を遂行するために、かつてない規模で個人データを利用できるようにしている。自然人は、次第に、公開でグローバルに個人情報を利用できるようにしている。技術は、経済と社会生活の両方を変容させてきたし、更に、高いレベルの個人データ保護を確保しつつ、欧州連合内における個人データの支障のない移転を促進し、かつ、第三国及び国際機関に対する移転を促進しなければならない。

(7) それらの発展は、域内市場全域にわたってデジタル経済を発展させることができるようにする信頼を形成することの重要性に鑑み、強力な執行により支えられた欧州連合内における強力であり一貫性のある個人データ保護の枠組みを求める。自然人は、自己の個人データの管理策をもつべきである。自然人、事業者及び行政機関のための法的確実性及び実務上の確実性が強化されなければならない。

(8) 構成国の法令による特則または制限についてこの規則が定めている場合には、構成国は、その一貫性を保つために必要がある範囲内、及び、その法令の適用を受ける者にとって理解しやすい国内法上の規定を制定するために必要がある範囲内で、この規則の要素を国内法の中に組み込むことができる。

(9) 指令 95/46/EC の目的及び基本原則は、今なお有効であるが、欧州連合内における

個人データ保護の実装の断片化、法的な不確実性、そして、とりわけ、オンライン上の行為に関して、自然人の保護に対する重大なリスクがあるという一般的な認識の拡散を防止できなかった。構成国内における個人データの処理に関して、自然人の権利及び自由、とりわけ個人データの保護の権利のレベルに相違があることは、欧州連合全域での個人データの支障のない移転の妨げとなり得る。それゆえ、そのような相違は、欧州連合のレベルでの経済活動の遂行の障碍を構成するものとなり得るものであり、競争を歪め、そして、欧州連合の法律に基づくその職責を果たす際に行政機関を害するものとなり得る。そのような保護のレベルの相違は、指令 95/46/EC の実装及び適用における相違が存在することに起因するものである。

(10) 一貫性があり高いレベルの自然人の保護を確保し、かつ、欧州連合内における個人データの移転の障碍を除去するために、そのデータの処理と関連する自然人の権利及び自由の保護のレベルは、全ての構成国において均等であるべきである。欧州連合全域において、個人データの処理と関連する自然人の基本的な権利及び自由の保護のための規定の一貫性があり均質な適用が確保されなければならない。公共の利益において、または、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために、法律上の義務を遵守してなされる個人データの処理に関して、構成国は、この規則の規定の適用の細則を定める国内法上の条項を維持または導入することが認められなければならない。指令 95/46/EC を実装する一般的で水平的なデータ保護法と併せ、構成国は、より細分化された条項を必要とする領域における幾つかの分野別の法律をもっている。この規則は、特別類型の個人データ（以下「機微のデータ」という。）の処理に関するものを含め、構成国がその規定を定める余地も与えている。その範囲内で、この規則は、個人データの処理が適法である要件をより詳細に定めることを含め、特別な処理の状況の前提条件を定める構成国の法律を排除するものではない。

(11) 欧州連合全域における個人データの効果的な保護は、データ主体の権利及び個人データを処理する者とその処理を決定する者の義務を強化し、かつ、その詳細を定めること、並びに、構成国内において個人データ保護の規定の遵守を監視し確保するための均等な権限及び違反行為に対する均等な制裁を求める。

(12) TFEU の第 16 条第 2 項は、欧州議会及び理事会に対し、個人データの処理と関連する自然人の保護に関する規定及び個人データの支障のない移転に関する規定を制定することを命じている。

(13) 欧州連合全域において自然人のために一貫性のあるレベルの保護を確保し、かつ、域内市場内における個人データの支障のない移転を妨げる格差を防止するために、マイクロ企業及び中小企業を含む事業者に対して法的安定性と透明性を提供し、全ての

構成国内の自然人に対して同一のレベルの法的に執行可能な権利そして管理者及び処理者の責務と義務を定め、個人データの処理の一貫性のある監視、及び、全ての構成国において均等な制裁を確保し、並びに、異なる構成国の監督官の間での効果的な協力を確保するための、何らかの規則が必要である。域内市場が正常に機能するためには、個人データの処理と関連する自然人の保護と関係する理由によって、欧州連合内における個人データの支障のない移転が制限または禁止されないことが求められる。マイクロ企業及び中小企業の特殊事情を考慮に入れるため、この規則は、記録の保管に関して、従業員数 250 名未満の組織のための特例を含める。加えて、欧州連合の機関及び組織並びに構成国及びその監督官は、この規則の適用に際して、マイクロ企業及び中小企業の特別の必要性を考慮に入れることが推奨される。マイクロ企業及び中小企業概念については、委員会勧告 2003/361/EC<sup>1</sup>の別紙の第 2 条に示すとおりである。

(14) この規則によって与えられる保護は、その国籍及び居住地がいかなるものであれ、その個人データの処理に関して、自然人に対して適用される。この規則は、法人としての名称及び設立形態並びに法人の連絡先を含め、法人と関係する個人データの処理及び特に法人として設立された企業と関係する個人データの処理については、その適用対象としていない。

(15) 抜け道という重大なリスクがつくられることを防止するため、自然人の保護は、技術的に中立でなければならず、かつ、用いられる技術に依存するものであってはならない。自然人の保護は、自動的な手段による個人データの処理、並びに、その個人データがファイリングシステムに含められる場合または含められる予定である場合には、人手による処理による個人データの処理に適用される。特別な基準に従って構成されたものではないファイル、一群のファイル及びその表紙は、この規則の適用範囲内にはない。

(16) この規則は、国家安全保障と関係する活動のような欧州連合の法律の適用範囲外にある活動と関連する基本的な権利及び自由の保護並びに個人データの支障のない移転の問題に対しては適用されない。欧州連合の共通の外交政策及び安全保障政策と関連してその活動が行われる場合には、この規則は、構成国による個人データの処理に対して適用されない。

(17) 欧州議会及び理事会の規則(EC) No 45/2001<sup>2</sup>は、欧州連合の機関、組織、事務局及

---

<sup>1</sup> マイクロ企業、小企業及び中規模企業の定義に関する 2003 年 5 月 6 日の欧州委員会勧告 (C(2003) 1422) (OJ L 124, 20.5.2003, p.36)

<sup>2</sup> 欧州共同体の機関及び組織による個人データの処理と関連する個人の保護及びそのデータの

び官庁による個人データの処理に対して適用される。規則(EC) No 45/2001 及びそのような個人データの処理に適用可能な欧州連合の法的行為は、この規則によって設けられる基本原則及び規定に適合するように修正されなければならない。かつ、この規則に照らして適用されなければならない。欧州連合内における強固で一貫性のあるデータ保護の枠組みを定めるために、この規則の採択の後、この規則と同時に適用できるようにするため、規則(EC) No 45/2001 の必要な修正が行われなければならない。

(18) この規則は、純粋に私的な行為または家庭内の行為の過程において自然人による個人データの処理であって、職業上または商取引上の活動とは何らの関係も有しないものには適用されない。私的な行為または家庭内の行為は、手紙のやりとり及び宛名の保管、または、そのような行為の過程で行われるソーシャルネットワーキング及びオンライン上の行為を含み得る。しかしながら、そのような私的な行為または家庭内の行為のために個人データ処理の手段を提供する管理者または処理者に対しては、この規則が適用される。

(19) 公共の安全への脅威に対する防護またはその脅威の抑止を含め、犯罪行為の防止、捜査、検知もしくは訴追または刑罰の執行のため、並びに、そのデータの支障のない移転のための職務権限を有する機関による個人データの処理と関連する自然人の保護は、欧州連合の特別の法的行為に服する。それゆえ、この規則は、それらの目的のための処理行為には適用されない。しかしながら、この規則に基づく行政機関による個人データの処理は、それらの目的のために用いられるときは、欧州連合の更に特別の法的行為、すなわち、欧州議会及び理事会の指令(EU) 2016/680<sup>1</sup>によって規律される。構成国は、それが欧州連合法の適用範囲内にある限り、それらの別の目的のための個人データの処理がこの規則の適用範囲内にあるようにするため、指令(EU) 2016/680 の意味における職務権限を有する機関に対し、公共の安全への脅威に対する防護及びその脅威の防止を含め、犯罪行為の防止、捜査、検知もしくは訴追または刑罰の執行の目的で行われる必要のない職務を委任することができる。

この規則の適用範囲内にある目的のためのそれらの職務権限を有する機関による個人データの処理に関して、構成国は、この規則の規定の適用に適合するためのより特

---

支障のない移転に関する欧州議会及び理事会の 2000 年 11 月 18 日の規則(EC) No 45/2001 (OJL 8, 12.1.2001, p.1)

<sup>1</sup> 犯罪行為の防止、捜査、探知もしくは訴追または刑罰の執行のために権限を有する行政機関によってなされる個人データの処理と関連する自然人の保護、そのデータの支障のない移転並びに理事会枠組み決定 2008/977/JHA の廃止に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の指令(EU) 2016/680 (この官報の 89 頁参照)

則的な条項を維持し、または、それを導入することができる。そのような条項では、それぞれの構成国の憲法上、国家組織上及び行政上の構造を考慮に入れた上で、それらの別の目的のための職務権限を有する機関による個人データの処理について、より詳細に特別の要件を定めることができる。民間組織による個人データの処理がこの規則の適用範囲内にある場合、この規則は、当該制限が、公共の安全への脅威に対する防護及びその脅威の防止を含め、公共の安全、犯罪行為の防止、捜査、検知もしくは訴追または刑罰の執行を含む特別に重要な利益の防護のために、民主社会において必要であり、かつ、比例的な措置である場合には、構成国に対し、特別の要件の下で、法律に基づいて義務と権利を制限することができることを定めなければならない。このことは、例えば、マネーロンダリングの禁止またはフォレンジック調査機関の活動の枠組みと関連するものである。

(20) この規則が、就中、裁判所及びその他の司法機関の活動に対して適用されるのとは別に、欧州連合の法律または構成国の法律は、裁判所及びその他の司法機関による個人データの処理と関連する処理業務及び処理手続の特則を定めることができる。判決を含め、その司法上の職務の遂行における司法権の独立を防護するため、裁判所がその司法権の行使において行動する場合の個人データの処理に対しては、監督官の権限が及ばない。そのようなデータ処理業務の監督については、構成国の司法制度内にある特別の組織に委任することができる。その組織は、とりわけ、この規則の規定の遵守を確保し、この規則に基づく司法機関の義務について司法機関の構成員に周知し、そして、そのようなデータ処理業務と関連する異議申立てを取り扱うものとしなければならない。

(21) この規則は、欧州議会及び理事会の指令 2000/31/EC<sup>1</sup>の適用、とりわけ、同指令の第 12 条ないし第 15 条に規定する経由サービスプロバイダの法的責任に関する規定の適用を妨げない。この指令は、構成国間における情報社会サービスの支障のない移転を確保することによって、域内市場が正常に機能することに貢献しようとするものである。

(22) 欧州連合内に設けられた管理者または処理者の事業所の活動の過程における個人データの処理は、その処理それ自体が欧州連合内でなされたか否かに拘らず、この規則に従って行われなければならない。事業所とは、確実な拠点を通じて行われる効果的かつ現実の活動の実施を意味する。そのような拠点の法的形態、その支店または

---

<sup>1</sup> 域内市場における情報社会サービスの法的側面とりわけ電子商取引に関する欧州議会及び理事会の 2000 年 6 月 8 日の指令 2000/31/EC（電子商取引指令）(OJ L 178, 17.7.2000, p.1)

子会社を通じて法人格を保有しているか否かは、この関係での判断要素とならない。

(23) 自然人がこの規則に基づいて与えられる保護を妨げられないことを確保するために、欧州連合内に設けられていない管理者または処理者による欧州連合内のデータ主体の個人データの処理は、その処理行為がそのようなデータ主体に対する物品または役務の提供と関連する場合には、支払と関係するか否かとは無関係に、この規則に服するものとしなければならない。そのような管理者または処理者が欧州連合内のデータ主体に対して物品または役務を提供しているか否かを判断するために、その管理者または処理者が欧州連合内の1または複数の構成国内のデータ主体に対して役務を提供しようとする意思が明確かどうかを確認しなければならない。管理者の欧州連合内の Web サイト、処理者の欧州連合内の Web サイトまたはその中間的な媒介者の欧州連合内の Web サイト、電子メールアドレスまたはその他の連絡用の詳細情報へのアクセスが容易ではないということ、あるいは、当該管理者が設けられている第三国において一般的に用いられている言語が使用されているということだけでは、そのような意思を確認するためには不十分であるが、1 または複数の構成国において、一般的に用いられており、その外国語を用いて物品及び役務の注文をすることができる言語及び通貨が利用されていること、あるいは、欧州連合内に居住する消費者または利用者に関する言及があることといったような要素は、その管理者が欧州連合内のデータ主体に対して物品または役務を提供しようとする意思があることを明確なものとすることができる。

(24) 欧州連合内に設けられていない管理者または処理者による欧州連合内のデータ主体の個人データの処理は、そのようなデータ主体の行動を監視することと関連する場合にも、そのデータ主体の行動が欧州連合内で発生するものである限り、この規則に服するものとしなければならない。処理行為がデータ主体の行動の監視と考えることができる否かを判断するためには、とりわけ、彼もしくは彼女に関連する判断をするため、または、彼もしくは彼女の個人的な嗜好、行動及び傾向を解析または予測するために、自然人のプロファイリングを構成する個人データ処理技術が後に使用される可能性を含め、インターネット上で自然人が追跡されているかどうかを確認しなければならない。

(25) 国際法の効力によって構成国の法律が適用される場合には、欧州連合内に設けられていない管理者に対し、構成国の大使館または領事館のような場所において、この規則も適用されなければならない。

(26) データ保護の基本原則は、識別された自然人または識別可能な自然人に関する全ての情報に対して適用されなければならない。付加的な情報の利用によって自然人に

割り当てられ得る仮名化された個人データは、識別可能な自然人に関する情報として理解されなければならない。ある自然人が識別可能であるかどうかを判断するためには、直接または間接に自然人を識別するために管理者またはそれ以外の者によって、選別のようにして用いられる合理的な可能性のある全ての手段を考慮に入れなければならない。手段が自然人を識別するために用いられる合理的な可能性があるか否かを確認するためには、処理の時点において利用可能な技術及び技術の発展を考慮に入れた上で、識別のために求められる費用及び時間の量といったような全ての客観的な要素を考慮に入れなければならない。データ保護の基本原則は、それゆえ、匿名の情報、すなわち、識別された自然人または識別可能な自然人と関係のない情報、または、データ主体を識別できないようにするような方法で匿名化された個人データに対しては、適用されない。この規則は、それゆえ、統計の目的または調査の目的を含め、そのような匿名情報の処理に関するものではない。

(27) この規則は、死亡した者の個人データについては適用されない。構成国は、死亡した者の個人データの処理に関する規定を定めることができる。

(28) 個人データに対して仮名化を適用することは、関係するデータ主体に対するリスクを低減させ得るものであり、また、管理者及び処理者が彼らのデータ保護上の義務に適合することを助けるものである。この規則における「仮名化」の明示の導入は、データ保護のためのそれ以外の手段を排除することを意図するものではない。

(29) 個人データが処理される際に仮名化を適用するインセンティブをつくり出すために、一般的な解析を認めることとは別に、関係する処理のためにこの規則が実装されることを確保し、かつ、特定のデータ主体に対して個人データを割り当てるための付加的な情報が別個に保管されることを確保するために当該管理者が必要な技術上及び組織上の措置を講じた場合、同一の管理者の範囲内で仮名化という手段を利用できるものとしなければならない。個人データを処理する管理者は、同一の管理者の下で承認を受ける者を表示しなければならない。

(30) 自然人は、インターネットプロトコルアドレス、クッキー識別子、または、無線識別子タグのようなその他の識別子といったような、彼らの装置、アプリケーション、ツール及びプロトコルによって提供されるオンライン識別子と関連付けられ得る。これは、とりわけ、サーバによって受信されるユニークな識別子その他の情報と組み合わせられるときは、自然人のプロファイルをつくり出し、そして、自然人を識別するために用いられる追跡の余地を残し得るものである。

(31) 例えば、税務当局及び税関当局、金融情報機関、公正取引委員会または証券市場の規制及び監視の職責をもつ金融監視当局のような、その公的な任務の実施のための

法的義務に従って個人データの開示を受ける行政機関は、欧州連合の法律または構成国の法律に従い、一般的な利益において、特別の照会を行うために必要な個人データを取得する場合には、個人データの取得者とはみなされない。そのような行政機関からのデータ開示の要請は、常に、書面により、理由を付した、かつ、個別的なものでなければならない、かつ、ファイリングシステム全体にかかわるものであってはならず、かつ、ファイリングシステムへの相互接続となるものであってもならない。そのような行政機関による個人データの処理は、その処理の目的に従い、適用可能なデータ保護の規定を遵守するものでなければならない。

(32) 同意は、電子的な手段による場合を含め、書面による陳述または口頭による陳述のように、彼または彼女と関連する個人データの処理に対するデータ主体の合意の任意に与えられ、特定され、事前に説明を受け、不明瞭ではない表示を構成する明らかに肯定的な行為によって与えられる。この同意は、インターネット上の Web サイトを訪問する際にボックスをチェックすること、情報社会サービスのための技術的な設定を選択すること、または、この文脈において、彼または彼女の個人データの予定された処理についてのデータ主体の承諾を明確に示す上記以外の陳述または行為を含み得る。それゆえ、沈黙、予めチェック済みのボックスまたは不作為は、同意を構成するものとしてはならない。同意は、同一の目的のために行われる全ての処理活動に対して適用すべきである。処理が複数の目的をもっている場合には、同意は、それら全てに対して与えられなければならない。データ主体の同意が電子的な手段による要求の後に与えられる場合には、その要求は、明確であり、理解しやすく、かつ、提供されるサービスの利用を不必要に損なわないものでなければならない。

(33) 科学研究の目的のための個人データの処理の目的をそのデータの取得の際に完全に特定することは、しばしば、不可能なことである。それゆえ、データ主体は、科学研究のための承認された倫理基準が保たれている場合には、一定の科学研究の領域についての同意を与えることが認められる。データ主体は、予定されている目的が許す範囲内で、一定の科学研究の領域についてのみ、または、その一部分についてのみ同意を与える機会をもつものとしなければならない。

(34) 遺伝子データは、自然人の、受け継がれまたは獲得された遺伝的特性に関する個人データとして定義される。それは、当の自然人から得られた生化学資料の分析、とりわけ、染色体、デオキシリボ核酸 (DNA) またはリボ核酸 (RNA) の分析の結果、または、均等の情報を得ることのできる他の要素の分析の結果である。

(35) 健康に関する個人データは、データ主体の健康状態と関係のある全てのデータであって、データ主体の過去、現在及び未来の身体の状態または精神状態に関する情報

を明らかにするものを含む。このデータは、欧州議会及び理事会の指令 2011/24/EU<sup>1</sup>に示す医療サービスのための登録過程で、または、当該自然に対するそのサービスの提供のために収集される自然人に関する情報；医療上の目的で、自然人をユニークに識別するために、自然人に対して特別に割り当てられた番号、情報または項目；遺伝子データ及び生化学的資料を含め、身体の一部または身体を組成する物質の試験もしくは検査から得られる情報；そして、例えば、医師その他の医療上の専門職、病院、医療機器または試験管内での診療検査のような当該情報の情報源を問わず、例えば、データ主体の疾病、障害、疾病リスク、病歴、診療治療、精神的状態または生体医療上の状態を示す全ての情報を含む。

(36) 欧州連合内における管理者の主たる事業所は、欧州連合内におけるその中枢機関の所在地としなければならない。ただし、個人データの処理の目的及び方法の決定が欧州連合内の別の管理者の事業所において行われる場合には、当該別の事業所は、主たる事業所とみなされる。欧州連合内における管理者の主たる事業所は、客観的な基準に従って判断されなければならない。また、確実な拠点を通じて、処理の目的及び方法に関する主要な判断事項に関する決定をするという管理行為が効果的かつ現実になされていることを示すものとしなければならない。その基準は、個人データの処理が当該の場所で行われているか否かには依拠しない。個人データの処理または処理活動のための技術的手段及び技術が存在すること及びそれが利用されていることは、それ自体としては、主たる事業所を組成するものではなく、それゆえ、そのことは、主たる事業所の判断基準とは無関係である。処理者の主たる事業所は、欧州連合内における中枢機関の所在地とすべきである。また、欧州連合内に中枢機関が存在しない場合には、その場所は、欧州連合内において主要な処理活動が行われる場所とすべきである。管理者と処理者の両者がある場合には、管理者が主たる事業所をもつ構成国の監督官は、主任監督官であり続けるが、処理者の監督官は、関係する監督官とみなされ、そして、当該監督官は、この規則によって定められる協力手続に参加しなければならない。いずれの場合においても、処理者が 1 または複数の事業所を有する場合、それらの構成国の監督官らは、決定書草案が当該管理者にのみ関係するものである場合には、関係する監督官とはみなされない。処理が企業グループによって行われる場合、統括する企業の主たる事業所は、処理の目的及び方法が別の企業によって決定される場合を除き、その企業グループの主たる事業所とみなされる。

---

<sup>1</sup> 国境を越えた医療における患者の権利の適用に関する欧州議会及び理事会の 2011 年 3 月 9 日の指令 2011/24/EU (OJ L 88, 4.4.2011, p.45)

(37) 企業グループは、統括する企業と統括される企業とを包含ものであり、統括する企業は、例えば、所有関係、資金関係によって、または、他の企業を統治する規則の力によって、もしくは、実装される個人データ保護の規定上の権限によって、他の企業に対して支配権を及ぼすことのできる企業である。その統括する企業と提携している企業の個人データの処理を管理する企業は、それらの統括される企業と共に、企業グループの一員とみなされる。

(38) 子どもは、関係するリスク、結果及び安全性確保措置、並びに、個人データの処理と関連する彼らの権利について十分に理解することができないため、その個人データに関して特別の保護を受ける。とりわけ、子供に対して直接に提示されるサービスの利用の場合において、マーケティングの目的、その子どもに関するパーソナリティもしくは個人プロフィールの作成の目的及び個人データの収集の目的のための子供の個人データの利用に対して、そのような特別の保護が適用されなければならない。子どもに対して直接に提供される役務の防止の過程またはそれに関する相談の過程においては、親権を有する者の同意を要しない。

(39) いかなる個人データの処理も適法かつ公正でなければならない。彼らに関する個人データが収集され、利用され、調査され、または、その他の処理をされていること、及び、どの範囲の個人データが処理されており、または、処理されることになるのかが、自然人に対して明らかにされなければならない。透明性の原則は、その個人データの処理と関連する情報及び通信に容易にアクセスできること及び容易に理解できること、そして、明確でわかりやすい言語が用いられることを要求する。この基本原則は、とりわけ、管理者の識別子及び処理の目的、並びに、関係する自然人に関する公正かつ透明性のある処理を確保し、そして、処理されている自然人に関する個人データの確認及び連絡を得る彼らの権利を確保するための別の情報についての、データ主体に対する情報提供と関係している。自然人は、個人データの処理と関連するリスク、規則、安全性確保措置及び権利、並びに、その処理と関連する彼らの権利をどのように行使するかについて、知らされなければならない。とりわけ、個人データを処理するための特定の目的は、その個人データの収集の際に、明示のものであり、正当なものであり、かつ、確定されたものでなければならない。個人データは、それが処理される目的のために十分であり、関連性があり、それに必要な範囲に限定されるものでなければならない。このことは、とりわけ、個人データが記録保存される期間が厳格にミニマムな範囲に制限されることを確保することを求める。個人データは、処理の目的が他の手段によっては合理的に満たされない場合においてのみ、処理されるものとしなければならない。個人データが必要な範囲を超えて保存されないことを確保す

るために、消去または定期的な見直しのための期限が管理者によって設けられなければならない。不正確な個人データが訂正または削除されることを確保するための全ての合理的な手立てが講じられなければならない。個人データは、個人データ及び処理に用いられる装置に対する無権限のアクセスまたはその利用を含め、個人データの適切な安全性及び機密性を確保する方法で、処理されなければならない。

(40) 処理が適法なものとするために、個人データは、管理者が服すべき法的な義務の遵守のための必要性、または、データ主体が当事者となっている契約の履行のための必要性、もしくは、契約の締結に入る前にデータ主体の申込みの際に手立てを講ずるための必要性を含め、関係するデータ主体の同意に基づいて、または、この規則の中で、もしくは、この規則に示す欧州連合の法律または構成国の法律の中で、法律によって定められる幾つかの上記以外の正当な根拠に基づいて、処理されなければならない。

(41) この規則が法的根拠または立法上の措置について言及する場合、それは、必ずしも議会による法令の制定を要求するものではなく、関係する構成国の憲法秩序に従うべき義務を妨げるものではない。しかしながら、そのような法的根拠または立法上の措置は、欧州連合司法裁判所（以下「司法裁判所」という。）及び欧州人権裁判所の判例法に従い、明確かつ正確であることを要し、また、その適用は、それが適用される者にとってそれが予見可能なものでなければならない。

(42) 処理がデータ主体の同意に基づくものである場合、管理者は、そのデータ主体がその処理業務に対して同意を与えたということを説明することができるものとしなければならない。とりわけ、別の事項に関する書面上の宣言の中には、その安全性確保措置は、同意が与えられることになるという事実及びその同意が与えられる範囲についてデータ主体が気づくことを確保するものとしなければならない。理事会指令 93/13/EEC<sup>1</sup>に従い、管理者によって予め作成された同意の宣言は、理解しやすく、利用しやすい方式により、明瞭かつ平易な言語を用いる方法で示されなければならない。かつ、不公正な条件を含むものであってはならない。同意の通知のために、データ主体は、少なくとも、管理者の識別子、及び、その個人データについて予定されている処理の目的を理解していなければならない。同意は、データ主体が真正または任意の選択肢をもたない場合、または、不利益を受けずにその同意を拒否または撤回することができない場合には、任意に与えられたものとはみなされない。

---

<sup>1</sup> 消費者契約における不正な用語に関する 1993 年 4 月 5 日の理事会指令 93/13/EEC (OJ L 95, 21.4.1993, p.29)

(43) 同意が任意に与えられることを確保するために、データ主体と管理者との間に明確なアンバランスが存在する特別な場合、とりわけ、管理者が行政機関である場合において、そうであるがゆえに、当該特殊な状況全体からみて、同意が任意に与えられる見込みがないような場合には、その同意は、個人データを処理するための確実な法的根拠を提供するものとはならない。個々の場合に個別に同意することが適切であるにも拘らず、異なる個人データ処理業務毎に分けて同意をすることが認められない場合、または、役務の提供の場合を含め、その契約の履行のためにそのような同意を必要としないのにも拘らず、契約の履行が同意に依拠している場合には、そのような同意は、任意に与えられたものではないと推定される。

(44) 契約の履行過程で必要な場合、または、契約の締結をする意図で行われる場合には、その処理は適法である。

(45) 管理者が服すべき法的義務に従って処理が行われる場合、または、公共の利益において、もしくは、公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために処理が必要となる場合には、その処理は、欧州連合の法律または構成国の法律に根拠をもつものとしなければならない。この規則は、個々の処理については特別の法律を要求しない。管理者が服すべき法的義務に基づく幾つかの処理業務の根拠、または、公共の利益において、もしくは、公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために処理が必要となる場合の幾つかの処理業務の根拠として、法律は、十分なものであろう。その処理の目的を決定するのは、欧州連合の法律または構成国の法律でなければならない。更に、その法律は、個人データ処理の適法性を規律するこの規則の一般的な要件の細則を定め、管理者、処理の対象となる個人データの類型、関係するデータ主体、個人データの開示を受けることができる組織、目的の制限、記録保存の期間を決定するための詳細を定め、並びに、上記以外の適法かつ公正な処理を確保するための措置を定めることができる。欧州連合の法律または構成国の法律は、公共の利益において、もしくは、公的な権限の行使において行われる職務を遂行する管理者が、公法によって規律される行政機関またはそれ以外の自然人もしくは法人でなければならないかどうか、または、公衆衛生や社会保障のような医療上の目的の場合並びに専門職の団体のような私法による公衆衛生サービスの管理の場合を含め、どのような処理が公共の利益によるものとなるかについても定めなければならない。

(46) 個人データの処理は、データ主体の生命にとって本質的な利益または他の自然人のそのような利益を保護するために必要である場合には、適法なもののみみなされる。他の自然人の生存の利益を根拠とする個人データの処理は、原則として、他の法的根拠に基づいては処理をすることができないことが明白である場合にのみ、行われるも

のとしなければならない。例えば、感染症及びその感染域の監視を含め、人道上の目的のために処理が必要となる場合、または、人道上の緊急性のある状況下にある場合、とりわけ、自然災害や人為的な災害の状況下にある場合のように、幾つかの種類の処理では、公共の利益及びデータ主体の生存の利益の両者が重要な根拠となり得る。

(47) 個人データの開示を受ける管理者または第三者の正当な利益を含め、管理者の正当な利益は、データ主体と管理者との関係に基づくデータ主体の合理的な期待に配慮し、データ主体の利益または基本的な権利及び自由を劣後的なものとするのがない限り、処理のための法的根拠を提供し得る。そのような正当な利益は、例えば、データ主体が管理者のサービスの顧客である場合や管理者から役務の提供を受けている場合のような状況の中で、データ主体と管理者との間に妥当で適切な関係が存在している場合には、存在するはずである。いずれにせよ、個人データの収集の時点で、及び、その文脈において、当該目的のために処理が行われることをデータ主体が合理的に期待することができるか否かを含め、正当な利益については、注意深く評価をする必要があるであろう。別の目的による処理についてデータ主体が合理的に期待できない状況下で個人データが処理される場合には、とりわけ、データ主体の利益及び基本的な権利は、データ管理者の利益よりも優先する。行政機関が個人データを処理するための法的根拠を法律によって定めるのは立法者であることに鑑み、その法的根拠は、行政機関がその職務の遂行において行う処理には適用されるべきではない。また、不正行為の防止の目的のために厳格に必要な個人データの処理は、関係するデータ管理者の正当な利益を構成する。ダイレクトマーケティングのための個人データの処理は、正当な利益のために行われるものと推定され得る。

(48) 企業グループの一員またはその中枢企業と提携する組織の一員である管理者は、顧客の個人データまたは従業員の個人データの処理を含め、内部的な管理の目的のために、その企業グループ内において個人データを移転することについて、正当な利益をもつことができる。個人データの移転に関する基本原則は、企業グループ内において、第三国に所在する企業に対して個人データを移転する場合であっても、影響を受けることがない。

(49) ネットワーク及び情報の安全性を確保する目的のために厳格な必要性及び比例性の範囲内で行われる個人データの処理、例えば、記録保存される個人データもしくは送信される個人データの可用性、真正性、完全性及び機密性を阻害し、また、行政機関、コンピュータ緊急対応チーム（CERT）、コンピュータセキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）、電子通信ネットワークのプロバイダ及び電子通信サービスのプロバイダ、並びに、セキュリティ技術及びセキュリティサービスの提供者によって、

そのネットワーク及びシステムを介して提供されまたはアクセス可能なものとされている関連サービスの安全性を阻害する事故、または、違法な行為もしくは悪意ある行為に対して、所与の機密性のレベルにおいて対抗するためのネットワークシステムまたは情報システムの能力を確保することは、関係するデータ管理者の正当な利益を構成する。これには、例えば、電子通信ネットワークへの無権限アクセス及び悪意あるコードの配布を防止すること、並びに、「サービス拒否」攻撃やコンピュータシステム及び電子通信ネットワークシステムの破壊行為を阻止することが含まれ得る。

(50) 個人データが収集された当初の目的とは異なる目的のための個人データの処理は、その処理が、その個人データが収集された当初の目的と適合する場合に限り、認められる。そのような場合、その個人データの収集が認められた法的根拠とは異なる法的根拠は要求されない。公共の利益においてまたは管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のためにその処理が必要となる場合には、欧州連合の法律もしくは構成国の法律は、別の目的のために行われる処理が適合するものであり、かつ、適法なもののみなされるべき場合についての職務及び目的を定め、その細則を定めることができる。公共の利益におけるアーカイブの目的、科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的のための別の目的による処理は、適合的で適法な処理業務とみなされる。個人データの処理のための欧州連合の法律または構成国の法律によって定められる法的根拠は、別の目的による処理についても定めることができるものとする。別の目的による処理の目的が、その個人データが収集された当初の目的と適合するか否かを確認するために、管理者は、当初の処理の適法性のための全ての要件を点検した後、就中：当初の目的と予定されている別の目的による処理の目的との間の牽連性；個人データが取得された経緯、とりわけ、個人データの別の目的による利用に関するデータ主体と管理者との間の関係に基づくデータ主体の合理的な期待；個人データの性質；予定されている別の目的による処理の結果がデータ主体に対して与える影響；並びに、当初の処理業務及び予定されている別の目的による処理業務の両方について、適切な安全性確保措置が存在していることを考慮に入れなければならない。

データ主体が同意を与えている場合、または、その処理が、とりわけ、一般的な公共の利益の重要な対象を防護するために民主主義の社会において必要かつ比例的な手段を構成する欧州連合の法律もしくは構成国の法律に基づくものである場合には、管理者は、その目的の適合性の有無に拘らず、個人データを別の目的で処理することを認められなければならない。いずれの場合においても、この規則に定める基本原則が適用されること、並びに、とりわけ、当該別の目的、及び、異議を述べる権利を含め、

彼または彼女の権利に関してデータ主体に対する情報提供がなされることが確保されなければならない。犯罪行為または公共の安全に対する脅威があり得ることについて管理者から指摘し、指摘したのと同じ犯罪行為または公共の安全に対する脅威と関連する個々の事案もしくは幾つかの事案において、職務権限を有する機関に対して関連する個人データを移転することは、管理者により正当な利益において行われるものとみなされる。しかしながら、そのような管理者の正当な利益における個人データの移転または別の目的による処理は、その処理が法律上の守秘義務、職業上の守秘義務または、それ以外の拘束力のある守秘義務に適合しないときは、禁止されなければならない。

(51) その性質上、基本的な権利及び自由との関係において特に機微な個人データは、その処理の過程が基本的な権利及び自由に対する深刻なリスクをつくり出し得るものであるがゆえに、特別の保護を受ける。それらの個人データは、人種的または民族的な出自を明らかにする個人データを含む。この規則の中における「人種的な出自」という用語の使用は、それによって、異なる人種が存在することを決定しようとする思想を欧州連合が受容することを意味するものではない。写真の処理は、特別類型の個人データの処理であると即断してはならない。なぜなら、自然人のユニークな識別または認証をすることのできる特別な技術的手段を用いて処理される場合においてのみ生体データの定義の適用があるからである。法律上の義務を遵守するため、または、公共の利益においてもしくは管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために、この規則の規定の適用を採択するためのデータ保護に関する特別な条項を構成国の法律が定めることができることを考慮に入れた上で、この規則に定める特別な場合に該当する場合において処理が許容される場合を除き、そのような個人データを処理してはならない。そのような処理に適用される特別の要件に加え、とりわけ、適法な処理のための要件に関し、この規則の一般原則及び上記以外の規定が適用される。そのような特別類型の個人データの処理の一般的な禁止の特例は、就中、データ主体がどこで彼または彼女の明示の同意を与えるか、または、その特別の必要性に関して、とりわけ、一定の団体もしくは協会による正当な活動の過程においてその処理が行われる場合においては、その団体の目的が基本的な自由の行使を許容することについて、明確に定められなければならない。

(52) それが公共の利益において行われる場合、とりわけ、労働法の領域、年金及び医療保険を含む社会保障法の領域における個人データの処理、伝染病及びその他の健康に対する重大な脅威の防止または管理の目的のための監視及び警戒の場合において、個人データ及びそれ以外の基本的な権利を保護するために、欧州連合の法律または構

成国の法律の中に定められており、かつ、適切な安全性確保措置に従うものである限り、特別類型の個人データの処理の禁止の特例も認められる。公衆衛生及び医療サービスの管理を含め、医療の目的のために、とりわけ、健康保険制度における給付及び役務の提供の請求を処理するために用いられる手続の品質及び費用効果を確保するため、または、公共の利益におけるアーカイブの目的、科学調査及び歴史調査の目的並びに統計の目的のために、そのような特例を設けることができる。特例は、裁判所の訴訟手続、行政上の手続及び裁判外の手続のいずれにおいても、訴えの提起及び攻撃防御のために必要な場合には、そのような個人データの処理を許容する。

(53) 自然人及び社会全体の利益となる目的を達成するために必要となる場合に限り、とりわけ、医療と社会福祉の提供及び制度の管理の過程において、医療と関連する目的のために、より強い保護を享受する特別類型の個人データを処理するものとしなければならない。これには、公共の利益の目的と適合するものであるべき欧州連合の法律または構成国の法律に基づき、医療制度及び社会福祉制度の品質管理、情報管理及び国内もしくは地域における一般的な監督の目的、及び、医療及び社会福祉並びに国境を越える医療または健康保険の継続性を確保する目的、監視または警告の目的、または、公共の利益におけるアーカイブの目的、科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的、並びに、公衆衛生の領域における公共の利益において行われる研究のための、医療管理機関または国内中央医療行政組織によるそのようなデータの処理が含まれる。それゆえ、この規則は、特別の必要性に関して、とりわけ、職務上の守秘義務という法的義務に服する者によって健康と関係する一定の目的のためにそのような個人データの処理が行われる場合に関して、健康と関係する特別類型の個人データの処理のための整合性のとれた要件を定める。欧州連合の法律または構成国の法律は、自然人の基本的な権利及び個人データを保護するための特別の適切な措置を定めなければならない。構成国は、遺伝子データ、生体データまたは健康に関するデータに関連して、その制限を含め、別の要件を維持または導入することが認められなければならない。しかしながら、その要件がそのようなデータの国境を越える処理に適用される場合には、その要件は、欧州連合内における個人データの支障のない移転を阻害してはならない。

(54) 特別類型の個人データの処理は、公衆衛生の領域において、データ主体の同意なしに、公共の利益を理由として、必要となることがある。そのような処理は、自然人の権利及び自由を保護するための適切かつ明確な措置に従うものでなければならない。

この文脈において、「公衆衛生」とは、欧州議会及び理事会の規則 No 1338/2008<sup>1</sup>に定義されているように、すなわち、健康に関する全ての要素、換言すると、健康状態のこととして解釈されなければならない。この要素は、疾病率及び障害、健康状態に影響を与える素因、医療の必要性、医療に割り当てられる資源、医療の提供及び医療へのユニバーサルアクセス、並びに、医療の支出及び資金手当、そして、死亡原因を含む。そのような公共の利益を理由とする医療と関連する個人データの処理は、使用者、保険会社及び金融機関のような第三者によって別の目的のために個人データ処理される結果をもたらしてはならない。

(55) 更に、憲法または国際法によって定められている諸目的を達成する目的のために、公的な機関による、公に認められている宗教団体の個人データの処理は、公共の利益を根拠として行われるものである。

(56) 選挙活動の過程において、構成国における民主制度の運営のために、政党が人々の政治的意見に関する個人データを集約する必要がある場合には、そのようなデータの処理は、公共の利益を理由とするものとして認められ得る。ただし、適切な安全性確保措置が設けられなければならない。

(57) 管理者によって処理される個人データが管理者に対して自然人の識別を認めていない場合には、そのデータ管理者は、この規則の条項を遵守するという目的のみのために、データ主体を識別するための付加的な情報を入手することを義務付けられない。しかしながら、その管理者は、データ主体から彼または彼女の権利の行使を支持するために提供される付加的な情報の取得を拒むことができない。識別子は、例えば、例えば、クレデンティアルと同じような認証手段を介して、オンラインサービスにログインするためにデータ管理者から提供され、データ主体によって用いられるデータ主体のデジタル識別子を含むものとしなければならない。

(58) 透明性の原則は、公衆またはデータ主体に伝達される情報が、明解であり、容易にアクセスでき、かつ、容易に理解できるものであること、そして、明解で平易な言語によるものであること、加えて、それが適切な場合には、視覚化技術が用いられていることを求める。そのような情報は、例えば、Web サイトを介して公衆に伝達される場合には、電子的な方式で提供され得る。オンラインの商業宣伝広告の場合のように、関与者の増加及び実務上の技術的な複雑性によって、彼または彼女の個人データが収集されるのかどうか、誰によって、何の目的のためであるのかをデータ主体が認

---

<sup>1</sup> 公衆衛生並びに労働における健康及び安全上の欧州共同体の統計に関する欧州議会及び理事会の規則(EC) No 1338/2008 (OJ L 354, 31.12.2008, p.70)

識し、理解することを困難にされてしまっているような状況下においては、この原則は、特に関連性をもつものである。子どもが特別の保護を享受することに鑑み、処理が子ども向けのものであるときは、いかなる情報及び通信も、子どもが容易に理解することのできるような明確かつ平易な言語によるものでなければならない。

(59) この規則に基づくデータ主体の権利の行使を促進するために、書式が提供されなければならない。これには、とりわけ、個人データに対するアクセス及び訂正または消去を求め、かつ、可能であるときは、無料で、それらを得るための仕組み、並びに、異議を述べる権利の行使が含まれる。特に電子的な方法で個人データが処理される場合には、管理者は、電子的に要請を行うための方法も提供しなければならない。管理者は、不適切な遅滞なく、遅くとも1か月以内に、データ主体からの要請に対して回答することを義務付けられ、かつ、管理者がその要請に応ずるつもりがない場合には、その理由を提供しなければならない。

(60) 公正かつ透明性のある処理の原則は、その処理業務の存在及びその目的について、データ主体が情報の提供を受けることを求める。管理者は、データ主体に対し、その個人データが処理される特別な状況及びその処理過程を考慮に入れた公正かつ透明性のある処理を確保するために必要な情報を別に提供しなければならない。更に、データ主体は、プロファイリングの存在及びそのようなプロファイリングから生ずる結果についても情報の提供を受けるものとしなければならない。個人データがデータ主体から収集される場合、そのデータ主体は、彼または彼女がその個人データの提供を義務付けられているのか否かについて、及び、彼または彼女がそのデータを提供しない場合に生ずる結果についても情報の提供を受けるものとしなければならない。その情報は、容易に視認することができ、分かりやすく、明確に理解することのできる方法によって、予定されている処理の意味のある概要を提供するための標準的なアイコンと組み合わせて提供することができる。そのアイコンが電子的に表示される場合には、それらは、機械によって読み取り可能なものでなければならない。

(61) データ主体に関する個人データの処理と関係する情報は、データ主体からの収集の際に、または、個人データが他の情報源から取得される場合には、案件の状況に応じて、合理的な期間内に、彼または彼女に対して与えられなければならない。個人データが別の取得者に対して正当に開示される場合には、そのデータ主体は、その個人データがその取得者に対して最初にか開示される時に通知を受けるものとしなければならない。個人データが取得された目的とは別の目的のために管理者がその個人データを処理しようとする場合には、その管理者は、別の目的による処理の開始前に、そのデータ主体に対し、当該別の目的に関する情報及びその他の必要な情報を提供しな

ればならない。様々な情報源が用いられたために、データ主体に対してその個人データの情報源の情報を提供することができない場合には、一般的な情報が提供されなければならない。

(62) しかしながら、データ主体が既にその情報を保有している場合、その個人データの記録もしくは開示をすることが法律によって明確に定められている場合、または、データ主体に対する情報の提供が明らかに不可能であるか、もしくは、過大な負担を生じさせるような場合には、情報を提供すべき義務を課す必要はない。とりわけ、公共の利益におけるアーカイブの目的、科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的のために処理が行われる場合には、後者のことがあり得る。このことに関して、データ主体の人数、データの経過年数及び導入されている適切な安全性確保措置が考慮に入れられなければならない。

(63) データ主体は、彼または彼女に関して収集された個人データに対してアクセスする権利をもつものとし、かつ、その処理の適法性に注意を払い、それを検証するために、容易に、かつ、合理的な間隔で、その権利を行使するものとしなければならない。この権利は、彼らの健康に関するデータ、例えば、疾病の診断、検査結果、治療を担当する医師により行われた評価並びに提供された治療行為もしくは治療介入行為のような情報を含む彼らの医療記録中にあるデータに対してアクセスをもつデータ主体の権利を含む。それゆえ、全てのデータ主体は、とりわけ、その個人データが処理される目的、可能な場合には、その個人データが処理される期間、その個人データの取得者、自動的な個人データの処理の中に含まれている論理、並びに、少なくともプロファイリングに基づく処理である場合には、そのような処理の結果として発生し得る事態に関して、知る権利及び連絡を受ける権利をもつものとしなければならない。それが可能な場合には、管理者は、データ主体に対して彼または彼女の個人データに対する直接のアクセスを提供し得る安全なシステムへのリモートアクセスを提供することができるようにしなければならない。その権利は、営業秘密または知的財産及び特にソフトウェアの著作権を含め、他の者の権利または自由を害してはならない。しかしながら、このような考慮は、データ主体に対する全ての情報の提供拒絶となるものであってはならない。管理者がデータ主体に関する情報を大規模に処理する場合には、その管理者は、その情報が伝送される前に、要請と関連する情報または処理行為をデータ主体が特定するように求めることができるものとしなければならない。

(64) 管理者は、とりわけ、オンラインサービス及びオンライン認証の過程において、アクセスを要求するデータ主体の同一性を確認するための全ての合理的な手段を用いなければならない。管理者は、あり得る要求に対応するという目的のみで個人データ

を保持してはならない。

(65) そのようなデータを保持することが、管理者が服すべきこの規則または欧州連合の法律もしくは構成国の法律の違反行為となる場合には、データ主体は、彼または彼女に関する個人データが訂正される権利及び「忘れられる権利」をもつものとしなければならない。とりわけ、データ主体は、当該個人データを収集する目的もしくはそれ以外の処理の目的との関連においてその個人データが必要なくなった場合、データ主体が彼もしくは彼女の同意を撤回し、または、彼もしくは彼女に関する個人データの処理に対して異議を述べた場合、または、彼または彼女の個人データの処理がこの規則を何ら遵守するものではない場合においては、彼または彼女の個人データを消去させ、処理できないようにさせる権利をもつものとしなければならない。その権利は、とりわけ、データ主体が、子どもの時に、その処理に含まれるリスクについて完全に理解しないまま彼または彼女の同意を与えたけれども、後になって、そのような個人データの削除、特にインターネット上のデータの削除を望むようになった場合と関連するものである。データ主体は、彼または彼女が既に子どもではないという事実とは無関係に、その権利を行使することができるものとしなければならない。しかしながら、表現及び情報伝達の自由の権利の行使のために必要な場合、法律上の義務を遵守するために必要な場合、公衆衛生の領域における公共の利益を法的根拠として、公共の利益において、または、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために必要な場合、公共の利益におけるアーカイブの目的、科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的のために必要な場合、または、訴訟の提起もしくは攻撃防御のために必要がある場合には、別の目的のためにその個人データを保持することは適法である。

(66) オンライン環境における忘れられる権利を強化するために、削除の権利は、当該個人データを公開のものとした管理者が、当該個人データを処理している管理者に対して、当該個人データへのリンク、そのコピーまたは複製物を消去するように通知することを義務付けられるというような方法によっても、拡張されるべきである。そのようにする場合、当該管理者は、技術的な措置を含め、利用可能な技術及びその管理者にとって利用可能な方法を考慮に入れた上で、そのデータ主体の要請の対象である個人データを処理している管理者に対して通知をするための合理的な手立てを講じなければならない。

(67) 個人データの処理を制限するための方法は、就中、選別されたデータを一時的に他の処理システムに移転すること、選別された個人データを利用者が利用できないようにすること、または、公開されたデータを一時的に Web サイト上から削除すること

を含み得る。自動的なファイリングシステムにおいては、処理の制限は、原則として、その個人データが別の目的による処理業務の対象とされないようにし、かつ、修正されないようにするといったような方法で、技術的な手段によって確保されなければならない。個人データの処理が制限されているという事実は、そのシステムの中で明確に表示されなければならない。

(68) 彼または彼女自身のデータに対する監視をより強化するため、個人データの処理が自動的な手段によって行われる場合においては、データ主体は、彼または彼女が管理者に対して提供した彼または彼女と関係する個人データを、構成され、一般に利用され、機械処理可能かつ相互運用可能な方式によって取得し、そして、これを別の管理者に対して送信できるようにもされなければならない。データ管理者は、データの可搬性を可能とする相互運用可能な方式を開発することを奨励されなければならない。この権利は、彼もしくは彼女の同意に基づいてデータ主体がその個人データを提供した場合、または、その処理が契約の履行のために必要となる場合に適用されなければならない。この権利は、その処理が同意または契約以外の法的根拠に基づく場合には、適用されない。その性質上、この権利は、管理者の公的な義務の履行において個人データを処理する管理者に対して、行使してはならない。それゆえ、それは、管理者が服する法的義務を遵守するために個人データの処理が必要となる場合、または、公共の利益において、もしくは、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために個人データの処理が必要となる場合には、適用されない。彼または彼女と関係する個人データの取得及び送信というデータ主体の権利は、管理者に対して、技術的に互換性のある処理システムの導入または維持をすべき義務をつくり出すものではない。ある一群の個人データについて複数のデータ主体が関係している場合には、個人データを取得する権利は、この規則に従い、他のデータ主体の権利及び自由を妨げてはならない。更に、この権利は、個人データの削除を得るデータ主体の権利及びこの規則に定める制限を妨げてはならず、また、とりわけ、当該契約の履行のために必要となる範囲内で、かつ、その限りで、契約の履行のために彼または彼女から提供された、そのデータ主体と関係する個人データの削除を意味するものとされてはならない。技術的に利用可能な場合には、データ主体は、ある管理者から別の管理者へと直接に個人データを移転させる権利を有する。

(69) 公共の利益において、または、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために処理が必要であるという理由で、または、管理者もしくは第三者の正当な利益を根拠として、個人データが適法に処理され得る場合、データ主体は、それにも拘らず、彼または彼女の特別の状況に関する個人データの処理につい

て、異議を述べる資格が与えられなければならない。管理者は、データ主体の基本的な権利及び自由よりも管理者の義務的な正当な利益が優先することを説明しなければならない。

(70) ダイレクトマーケティングの目的で個人データが処理される場合には、そのダイレクトマーケティングと関連する範囲内でのプロファイリングを含め、データ主体は、当初の処理の際と別の目的による処理の際のいずれについても、いつでも、無料で、そのような処理を拒否する権利をもつものとしなければならない。この権利は、明示で、データ主体の目にとまるようにされなければならない。また、明確に他の情報とは別に表示されなければならない。

(71) データ主体は、人間が介在しないオンラインのクレジット申込みまたは電子就職活動の自動的な拒否といったような、自動的な処理のみに基づき、かつ、彼もしくは彼女に関する法的効果を生じさせ、または、彼もしくは彼女に対して類似の重大な悪影響を及ぼす、彼または彼女に関する人格的側面を評価する判定の対象とされない権利をもつ。その判定は、措置を含むことができる。そのような処理は、とりわけ、データ主体の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的な嗜好または興味、信頼性または行動、位置または移動に関する側面を解析または予測するために、自然人に関する人格的側面を評価する個人データの何らかの形態での自動的な処理で構成されるものであって、彼もしくは彼女に関する法的効果を生じさせ、または、彼もしくは彼女に対して類似の重大な悪影響を及ぼす「プロファイリング」を含む。しかしながら、プロファイリングを含め、そのような処理に基づく判定は、欧州連合の機関または国内監視機関の規則、標準及び勧告に従って行われる不正行為及び脱税の監視及び防止のため、並びに、管理者によって提供される役務の安全性及び信頼性を確保するため、または、データ主体と管理者との間で契約を締結するため、もしくは、その契約の履行のために、または、データ主体が彼もしくは彼女の明示の同意を与えた場合を含め、管理者が服する欧州連合の法律または構成国の法律によって、明確に承認される場合において認められるものとしなければならない。いずれの場合においても、そのような処理は、適切な安全性確保措置に服するものとしなければならない。その措置は、データ主体に対する特別の情報提供、人間の介在を得る権利、彼または彼女の見解を表明する権利、そのような評価の後に到達した判定について説明を受ける権利、そして、その判定に対して異議を述べる権利を含むものでなければならない。そのような措置は、子どもと関係するものであってはならない。

データ主体に関する公正で透明性のある処理を確保するために、その個人データが処理される特別な状況及び過程を考慮に入れた上で、管理者は、プロファイリングの

ための適切な数学的または統計的な手順を使用し、かつ、とりわけ、個人データに内在する不正確さをもたらす要因を正常なものとし、エラーのリスクをミニマムのものとすることを確保し、データ主体の利益及び権利と絡み合っている潜在的なリスクを考慮に入れた方法によって、そして、就中、自然人に対して、人種的もしくは民族的な出自、政治的な意見、信教もしくは信条、労働組合への加入、遺伝子もしくは健康の状態または性的な嗜好に基づく差別的効果が生ずることを避ける方法によって、または、そのような効果をもつ措置を帰結することを避ける方法によって、個人データを防護するための適切な技術上及び組織上の手段を実装しなければならない。特別類型の個人データの自動的な判断形成及びプロファイリングは、特別の要件に基づく場合においてのみ認められる。

(72) プロファイリングは、処理の法的根拠またはデータ保護の基本原則といったような、個人データの保護を規律するこの規則の規定に服する。この規則によって設置される欧州データ保護委員会（以下「委員会」という。）は、この文脈における運用指針を発行することができるものとしなければならない。

(73) 特に自然災害または人為的な災害への対応の際の人の生命の保護を含め、公共安全を防護するため、公共安全への脅威、規制のある職業の倫理違反、または、欧州連合もしくは構成国の一般的な公共の利益の重要な対象、とりわけ、欧州連合または構成国の重要な経済上もしくは財政上の利益に対する防護及びその防止を含め、犯罪行為の防止、捜査及び訴追または刑罰の執行を防護するため、一般的な公共の利益を理由として保存される公的記録の維持管理、かつての全体主義国家体制の下での政治的活動に関する特別な情報を提供するためのアーカイブされた個人データの別の目的による処理、または、社会保障、公衆衛生及び人道上の目的を含め、データ主体の保護、または、他の者の権利及び自由を防護するために、民主主義社会において必要であり、かつ、比例的である限り、特定の基本原則及び情報提供の権利、個人データへのアクセス及びその訂正もしくは削除の権利、データの可搬性の権利、異議を述べ権利、プロファイリングに基づく判定、並びに、データ主体に対する個人データの侵害についての連絡及び管理者の一定の関連する義務に関し、欧州連合の法律もしくは構成国の法律により、制限を加えることができる。これらの制限は、憲章及び人権及び基本的な自由の保護のための欧州条約に定める要件に従うものとしなければならない。

(74) 管理者または管理者の代わりに者によって行われる個人情報処理について、管理者の職責及び法的責任が定められなければならない。とりわけ、管理者は、適切で効果的な措置を実装すること、そして、その措置の有効性を含め、処理活動がこの規

則を遵守していることを説明できるようにすることを義務付けられなければならない。それらの措置は、処理の性質、範囲、過程及び目的、並びに、自然人の権利及び自由に対するリスクを考慮に入れるものとしなければならない。

(75) 自然人の権利及び自由に対するリスクは、様々な発生確率と深刻度で、個人データの処理から生じ得る。それは、物的な損失、財産的な損失もしくは非財産的な損失を発生させ得るものであり、とりわけ：その処理が、差別、ID 窃盗または ID 詐欺、財産的な損失、信用の毀損、職務上の守秘義務によって保護されている個人データの機密性の喪失、無権限による仮名の復元、または、それら以外の重大な経済的または社会的な不利益を生じさせ得る場合；データ主体がその権利または自由を奪われ、または、その個人データに対する監視の実行を妨げられる場合；人種的もしくは民族的な出自、政治的な意見、信教または思想上の信条、労働組合の加入を明らかにする個人データの処理、並びに、遺伝子データ、健康と関係するデータもしくは性生活と関係するデータ、または、有罪判決及び侵害行為もしくは関連する保護措置と関係するデータの処理の場合；人格的側面が評価される場合、とりわけ、個人プロフィールを作成するために、または、それをを用いるために、職務遂行能力、経済状態、健康、個人的な嗜好もしくは興味、信頼性もしくは行動、位置もしくは移動に関する側面が解析または予測される場合；脆弱な性質を有する個人、とりわけ、子どもの個人データが処理される場合；または、処理が莫大な量の個人データを含んでいる場合及び大勢のデータ主体に対して悪影響を及ぼす場合がそうである。

(76) データ主体の権利及び自由に対するリスクの発生確率及びその深刻度は、その処理の性質、範囲、過程及び目的に照らして判断されなければならない。リスクは、データ処理業務がリスクまたは高度なリスクを含むものか否かを定めることのできる客観的な評価に基づいて評価されなければならない。

(77) 特に、処理と関連するリスクの指定、その発生源、性質、発生確率及び深刻度に関するリスク評価と関連して、管理者または処理者による適切な措置の実装に関する運用指針及び管理者または処理者による遵守の説明に関する運用指針、並びに、リスクを軽減するためのベストプラクティスの指定は、とりわけ、承認された行動指針、承認された認証、委員会から提供される運用指針またはデータ保護責任者から提供される指示によって、提供され得る。委員会は、自然人の権利及び自由に対する高度なリスクを生じさせそうにないと考えられる処理業務に関する運用指針を発行し、また、そのような場合において、そのようなリスクに対応するためにはどのような措置が十分なものとなり得るかを示すことができる。

(78) 個人データの処理と関連する自然人の権利及び自由の保護は、この規則の義務に

適合することを確保するための適切な技術上及び組織上の措置が講じられることを求める。この規則の遵守を説明することができるようにするため、管理者は、内部的な準則を採択しなければならない。かつ、とりわけ、バイデザインのデータ保護及びバイデフォルトのデータ保護の原則に適合する措置を実装しなければならない。そのような措置は、就中、個人データの処理のミニマム化、可能な限り速やかな個人データの仮名化、職務及び個人データの処理に関する透明性、データ主体がデータ処理を監視できるようにすること、管理者が安全機能を開発し、向上させることができるようにすることによって、構成され得る。個人データの処理を基盤とし、または、その職務を遂行するための個人データを処理するアプリケーション、役務及び製品を開発、設計、選択及び利用する場合、そのような製品、役務及びアプリケーションの開発者は、そのような製品、役務及びアプリケーションを開発及び設計する際、データ保護の権利について配慮すべきことが奨励され、また、その技能の水準を十分に考慮に入れた上で、管理者及び処理者がそのデータ保護の義務を充足することができるようにすることが奨励されなければならない。バイデザイン及びバイデフォルトのデータ保護の原則は、公共入札の際においても考慮に入れられなければならない。

(79) 管理者が他の管理者と共同して処理の目的及び方法を決定する場合、並びに、処理業務が管理者の代わりに行われる場合を含め、データ主体の権利及び自由の保護並びに管理者及び処理者の義務及び法的責任は、監督官による監視及び監督官の措置との関係においても、この規則に基づく責任者の明確な割り当てを求める。

(80) 欧州連合内に設けられたのではない管理者または処理者が、欧州連合内に居住するデータ主体の個人データを処理しており、その処理活動が、データ主体に対して支払が要求されていると否とに拘らず、その欧州連合内のデータ主体に対する物品または役務の提供と関連するものである場合、または、欧州連合内で起きる行動である限り、データ主体の行動の監視と関連するものである場合には、その処理が、一時的なものであり、特別類型のデータの処理を大規模に含んでおらず、有罪判決及び犯罪行為と関連する個人データの処理を含んでおらず、かつ、処理の性質、処理過程、範囲及び目的を考慮に入れた上で、自然人の権利及び自由に対するリスクを発生させるおそれがない場合、または、その管理者が行政機関もしくは行政組織である場合を除き、その管理者または処理者は、代理者を指定しなければならない。代理者は、管理者または処理者の代わりに行動し、かつ、監督官からの名宛人となることができる。代理者は、この規則に基づく管理者または処理者の義務に関してそれらの者の代わりに行動するために、管理者または処理者の書面による委任によって、明示で指定されなければならない。そのような代理者の指定は、この規則に基づく管理者及び処理者の責

務または法的責任に影響を与えることはない。そのような代理者は、この規則の遵守を確保するために行われる全ての行為に関して、職務権限を有する監督官との協力を含め、管理者または処理者から受けた委任に従って、その職務を遂行しなければならない。指定された代理者は、管理者または処理者による違背行為が発生した場合には、法執行の手續に服さなければならない。

(81) 管理者の代わりに処理者によって行われる処理に関するこの規則の義務の遵守を確保するために、処理者に対して処理活動を委託する場合には、管理者は、とりわけ、処理の安全性のためのものを含め、この規則の義務に適合する技術上及び組織上の措置を実装するための専門知識、信頼性及び能力の面に関して、十分な保証を提供する処理者のみを使用しなければならない。処理者が承認された行動準則または承認された認証方法を遵守していることは、管理者の義務への遵守を示すための要素として用いられ得る。処理者による処理の実施は、処理者と管理者とを拘束し、行われる処理の過程における処理者の特別な職務及び職責並びにデータ主体の権利及び自由に対するリスクを考慮に入れた上で、処理の対象及び期間、処理の性質及び目的、個人データの種類及びデータ主体の類型を設定する契約または欧州連合の法律もしくは構成国の法律に基づくその他の法律行為によって規律されなければならない。管理者及び処理者は、個別の契約、または、欧州委員会によって直接に採択された標準約款、もしくは、一貫性確保メカニズムに従って監督官により採択され、そして、欧州委員会によって承認された標準約款の利用を選択することができるものとしなければならない。管理者の代わりに処理を完了した後、その処理者が服する欧州連合の法律または構成国の法律に基づいて当該個人データを記録保存すべき義務が存在しない限り、処理者は、管理者の選択により、その個人データを返却し、または、これを削除しなければならない。

(82) この規則の遵守を説明するために、管理者または処理者は、その責任において、処理活動の記録を保管しなければならない。個々の管理者及び処理者は、監督官と協力し、かつ、その要請に基づき、その処理業務の監視の用に供するために、それらの記録を監督官が利用できるようにすることを義務付けられる。

(83) 安全性を維持するため、そして、この規則の違反となる処理を防止するために、管理者または処理者は、その処理に内在するリスクを評定しなければならない。また、暗号のような、それらのリスクを低減させるための手段を実装しなければならない。その手段は、そのリスクと関連する技能の水準及び実装費用と保護されるべき個人データの性質を考慮に入れた上で、機密性を含め、適切なレベルの安全性を確保しなければならない。データのセキュリティ上のリスクの評価に際しては、送信され、記録

保存され、または、それ以外の処理をされる個人データの偶発的または違法な破壊、喪失、改変、無権限の開示または無権限のアクセスのような、個人データ処理によって示され、特に物的な損失、財産的もしくは非財産的な損失を発生させるかもしれないリスクについて、検討を加えなければならない。

(84) 処理業務によって自然人の権利及び自由に対する高度なリスクが生ずるおそれのある場合に対してこの規則の遵守を拡大するために、管理者は、とりわけ、そのリスクの発生源、性質、特性及び深刻度を評価するためのデータ保護影響評価を行うべき責任を負う。その評価結果は、その個人データの処理がこの規則を遵守するものであることを説明するための適切な措置がどの時点で定められたのかを考慮に入れなければならない。そのデータ保護影響評価が、利用可能な技術及び実装の費用の条件内では管理者が適切な措置によって低減させることができない高度のリスクがその処理業務に含まれているということを示している場合には、その処理を開始する前に、監督官と協議しなければならない。

(85) 個人データの侵害は、適切かつ適時の対応が行われないと、その個人データに対する管理または権利の制限の喪失、差別、ID 窃盗または ID 詐欺、財産的な損失、無権限による仮名の復元、信用の毀損、職務上の守秘義務によって保護された個人データの機密性の喪失、または、関係する自然人に対するその他の重要な経済的もしくは社会的不利益といったような、自然人に対する物的な損失、財産的な損失もしくは非財産的な損失をもたらし得る。それゆえ、個人データの侵害が発生したことに管理者が気づいたならば可能な限り速やかに、説明責任の原則に従い、その個人データの侵害が自然人の権利及び自由に対するリスクを発生させるおそれがないということを管理者が説明できる場合を除き、管理者は、監督官に対し、不適切な遅滞なく、かつ、それが可能であるときは、それに気づいてから遅くとも 72 時間以内に、その個人データの侵害について通知しなければならない。72 時間以内にその通知を完了することができない場合には、その遅延の理由をその通知に付さなければならず、そして、更なる不適切な遅延なく、同時に、情報を提供することができる。

(86) 管理者は、当該個人データの侵害が自然人の権利及び自由に対する高度なリスクを発生させるおそれがあるときは、彼または彼女が予め必要な警戒をすることができるようにするため、データ主体に対し、不適切な遅滞なく、個人データの侵害について連絡しなければならない。その連絡は、個人データの侵害の性質、並びに、関係する自然人に向けた潜在的な悪影響を低減させるための勧告を記述するものとしなければならない。そのようなデータ主体に対する連絡は、監督官から提供された運用指針または法執行機関のような監督官以外の関連機関から提供された運用指針を尊重しつ

つ、可能な限り速やかに合理的に利用できるように、かつ、監督官と密接に協力して、行われなければならない。例えば、損害発生の緊急のリスクを低減させる必要性があることは、データ主体への通知を督促することになるが、他方、個人データの侵害の継続または類似の侵害の発生に対抗するための適切な措置の実装の必要性があることは、更に時間をかけることを正当化し得る。

(87) 個人データの侵害が発生したかどうかを迅速に確定し、かつ、監督官及びデータ主体に対して速やかに連絡するための全ての適切な技術的な保護及び組織上の措置が実装されているか否かが確認されなければならない。とりわけ、その個人データの侵害の性質及び重大性、その結果として生じる事態及びデータ主体に対する悪影響を考慮に入れて、不適切な遅滞なく通知が行われたという事実が証明されなければならない。そのような通知は、この規則に定める監督官の職務及び権限に従い、監督官の介入を招くことになるかもしれない。

(88) 個人データの侵害の通知に適用可能な書式及び手続と関係する規定を設ける際には、ID 詐欺またはそれ以外の形態による濫用行為が発生するおそれを効果的に抑制する適切な技術的な保護措置によって個人データが保護されていたか否かを含め、個人データの侵害の状況について、十分な検討をしなければならない。更に、そのような規定及び手続は、早い段階での開示が個人データの侵害の状況に関する捜査を不必要に妨げてしまう場合には、法執行機関の正当な利益を考慮に入れるものとしなければならない。

(89) 指令 95/46/EC は、個人データの処理について監督官に対して通知すべき一般的な義務を定めている。その義務は、運営上及び資金上の問題を生じさせる一方で、全ての場合について個人データの保護を向上させることに寄与しなかった。それゆえ、そのような無限定の一般的な通知義務は廃止されるべきであり、その代わりに、処理業務の性質、範囲、過程及び目的に起因して自然人の権利及び自由に対する高度なリスクを生じさせるおそれのある種類の処理業務に焦点を絞った効果的な手続及び仕組みによって置き換えられるべきである。そのような種類の処理業務は、とりわけ、その中に新たな技術を含むものであり得るし、または、新たな種類のもの、管理者によるデータ保護影響評価がこれまで行われたことのないもの、または、当初の処理の時から経過した時日に照らし、データ保護影響評価が必要となったものであり得る。

(90) そのような場合においては、管理者は、処理が行われる前に、高度のリスクの発生確率及び深刻度を評価するために、処理の性質、範囲、過程及び目的並びにリスクの発生源を考慮に入れて、データ保護影響評価を行わなければならない。その影響評価は、とりわけ、そのリスクを低減させ、個人データの保護を確保し、そして、この

規則の遵守を説明するために準備された手段、安全性確保措置及び仕組みを含めるものとしなければならない。

(91) このことは、とりわけ、地域レベル、国家レベル及び国家を超えるレベルでの非常に大きな分量の個人データの処理を目的とし、大勢のデータ主体に対して悪影響を及ぼすおそれがあり、例えば、機微性のゆえに高度のリスクを発生させるおそれがあり、かつ、技術上の知識の到達状態に従って新たな技術が大規模に利用されている大規模な処理業務に対して適用されなければならない、また、データ主体の権利及び自由に対して高度のリスクを発生させ、とりわけ、その業務がデータ主体による権利の行使をより困難なものとしているような上記以外の処理業務に対して適用されなければならない。データ保護影響評価は、それらのデータのプロファイリングに基づいて行われる自然人に関する人格的な側面のシステム化された広範囲の評価を伴う、あるいは、特別類型の個人データ、生体データ、または、有罪判決及び侵害行為もしくは関連する保護措置に関するデータの処理を伴う特定の自然人に関する判定を行うために個人データが処理される場合についても実施されなければならない。大規模に公衆がアクセス可能な領域の、特に光学・電子機器を用いて行われる監視についても、また、とりわけ、データ主体が権利の行使や役務もしくは契約の利用を妨げられているという理由により、または、その処理が大規模にシステム化されて行われているという理由により、データ主体の権利及び自由に高度のリスクが生ずるおそれがあると職務権限を有する監督官が判断する場合には、上記以外の全ての業務についても、同様に、データ保護影響評価が求められる。患者または来診者からの個人データに関する処理が個々の医師、その他の医療専門職または法律家によって行われる場合には、その個人データの処理は、大規模なものとはみなされてはならない。そのような場合には、データ保護影響評価は、義務的なものではない。

(92) データ保護影響評価の対象を単独の評価計画による場合よりも拡張したほうが合理的で経済的なものとなり得るような場合がある。例えば、行政機関または行政組織が共通のアプリケーションまたは処理プラットフォームを構築しようとしている場合、または、複数の管理者が産業上の異なる分野や区分にまたがる共通のアプリケーションまたは処理環境を導入しようとしている場合、もしくは、広く行われている同業種間の活動にそれを利用しようとしている場合がそうである。

(93) 行政機関及び行政組織の職務遂行の根拠となり、かつ、当の特別の処理業務または一群の処理業務について定める構成国の法律の採択を通じて、構成国は、処理活動を行う前に、そのような評価を行う必要があるものと定めることができる。

(94) その処理が、リスクを低減させるための安全性確保措置、防護措置及び仕組みを

欠く場合には、自然人の権利及び自由に対する高度のリスクをもたらし得るということデータをデータ保護影響評価が示しており、かつ、その管理者の意見が、利用可能な技術及びその実装費用に関する条件の下での合理的な手段によってはそのリスクを低減させることができないという意見をもつ場合には、処理活動を開始する前に、監督官が協議を受けるものとしなければならない。自然人の権利及び自由に対する被害または妨害を現実には発生させ得るような高度のリスクは、一定の種類から、そして、処理の範囲及び頻度から生ずるおそれがある。監督官は、指定された期間内に、協議の要請に対応しなければならない。しかしながら、その期間内に監督官から何らの応答もないことは、処理業務を禁止する権限を含め、この規則に定める監督官の職務及び権限に従って行われる監督官の介入を妨げない。その協議の過程の一部として、問題となる処理に関して行われたデータ保護影響評価の結果、とりわけ、自然人の権利及び自由に対するリスクを低減させるために準備された措置に関する評価結果を監督官に対して提出することができる。

(95) 処理者は、その必要がある場合には、要請に応じて、データ保護影響評価を行うことから派生する義務及び監督官の事前評価から派生する義務の遵守を確保し、管理者を補佐しなければならない。

(96) 監督官との協議は、予定されている処理のこの規則への遵守を確保し、そして、内在するリスクをデータ主体のために低減させるために、個人データの処理のために定められる立法上の措置または規則上の措置を準備する過程においても行われなければならない。

(97) 裁判所または独立の司法機関がその司法権において行動する場合を除き、処理が行政機関によって行われる場合、民間部門において、大規模に、日常的にシステムによってデータ主体を監視することを要する処理業務を中心的な業務とする管理者によって行われる処理の場合、または、管理者及び処理者が、特別類型の個人データ並びに有罪判決及び侵害行為と関連するデータを大規模に処理することを中心的な業務とする場合には、この規則の内部的な遵守を監視するために、データ保護法令及びその実務に関する専門知識を有する者が管理者または処理者を補佐しなければならない。民間部門においては、管理者の本来の業務と関連する中心的な活動は、補助的な業務としての個人データの処理と関連するものではない。求められる専門知識のレベルは、とりわけ、行われるデータ処理業務に従って、そして、管理者または処理者によって処理される個人データにとって必要な保護に従って、決定されなければならない。そのようなデータ保護責任者は、管理者の従業者であるか否かを問わず、独立した方法により、その義務及び職務を遂行するための地位を有するものとしなければならない。

(98) 一定の分野において行われる処理の特殊性及びマイクロ企業及び中小企業の特別の必要性を考慮に入れた上で、この規則の効果的な適用を促進するために、様々な種類の管理者または処理者を代表する団体その他の組織は、この規則の制限内で、行動準則を作成することが奨励されなければならない。とりわけ、そのような行動準則は、処理の結果として発生するおそれのある自然人の権利及び自由に対するリスクを考慮に入れた上で、管理者及び処理者の義務を正しく定めるものとすべきである。

(99) 行動準則を作成する際、または、その準則を改正または追補する際には、様々な種類の管理者または処理者を代表する団体その他の組織は、それが有用であるときは、データ主体を含め関係する利害関係者と協議し、そのような協議に応じて受けた申し出や表明された意見を考慮しなければならない。

(100) 透明性及びこの規則の遵守を拡大するために、関連する製品及び役務のデータ保護のレベルをデータ主体が迅速に評価できるようにする認証機関、データ保護シール及びデータ保護マークを設けることが促進されなければならない。

(101) 欧州連合の外にある国々及び国際機関への個人データの移転並びにこれらのところからの移転は、国際取引及び国際協力を拡大するために必要なものである。そのような移転の増加は、個人データの保護に関する新たな検討課題と不安を発生させてきた。しかしながら、欧州連合から第三国または国際機関の中に所在する管理者、処理者もしくはそれ以外の取得者に対して個人データが移転される場合、その第三国または国際機関から同じ第三国もしくは国際機関内の管理者や処理者または別の第三国もしくは国際機関の管理者や処理者に対して個人データが転送される場合を含め、この規則によって欧州連合内で確保される自然人の保護のレベルを低下させてはならない。いずれの場合においても、第三国及び国際機関への移転は、この規則を完全に遵守する場合においてのみ、これを行うことができる。この規則の別の条項に従い、第三国または国際機関に個人データを移転するためのこの規則の条項の中に定める要件が管理者または処理者によって遵守される場合においてのみ、その移転をすることができる。

(102) この規則は、データ主体のための適切な安全性確保措置を含め、個人データの移転に関する欧州連合と第三国との間で締結された国際協定を妨げない。構成国は、その協定がこの規則またはそれ以外の欧州連合の法律の条項を害することがなく、かつ、データ主体の基本的な権利について適切なレベルの保護を含めている場合に限り、第三国または国際機関への個人データの移転を含む国際協定を締結することができる。

(103) 欧州委員会は、十分なレベルの保護を提供するものと判断される第三国または国際組織に関しては、欧州全域において有効なものとして、第三国、第三国内の地域

もしくは特定の分野または国際組織が十分なレベルのデータ保護を提供しており、そして、欧州連合内での法的確実性及び統一性を提供しているとの判定をすることができる。その場合、当該第三国または国際組織への個人データの移転は、別の承認を得る必要なく、これを行うことができる。

欧州委員会は、その第三国または国際機関に対して、その通知及びその理由を示す完全な声明文を発して、その判定を破棄する判定をすることもできる。

(104) 欧州連合が立脚する基本的な価値観、とりわけ、人権の保護に沿うものとして、欧州委員会は、その第三国の評価またはその第三国内の地域もしくは特定の分野の評価に際し、特定の第三国が、公共安全、国防及び国家安全保障並びに公共の秩序及び刑事法に関する立法を含め、法の支配、司法へのアクセス、並びに、国際的な人権の規範と標準及びその第三国の一般法と特別法をいかに尊重しているかについて考慮しなければならない。第三国内の地域または特定の分野に関する十分性の判定の採択は、特定の処理業務及びその第三国において施行されている適用可能な法的基準及び立法の範囲といったような明確で客観的な基準を考慮に入れるものとしなければならない。その第三国は、とりわけ、個人データが 1 または複数の特定の分野において処理される場合においては、欧州連合内で確保されているところと基本的に均等で十分なレベルの保護を確保していることの保証を提供しなければならない。とりわけ、その第三国は、効果的で独立のデータ保護監督を確保しなければならない。かつ、構成国のデータ保護機関との協力の仕組みを提供しなければならない。かつ、データ主体は、効果的で執行可能な権利並びに効果的な行政上及び司法上の救済を与えられるものとしなければならない。

(105) 第三国または国際機関が加入する国際関係とは別に、欧州委員会は、とりわけ、個人データの保護並びにその義務の履行と関連して、第三国または国際機関が多国間のシステムまたは地域的なシステムに参加することから生ずる義務に考慮しなければならない。とりわけ、個人データの自動的な処理に関連する個人の保護のための 1981 年 1 月 28 日の欧州評議会条約及びその追加議定書への第三国の加盟を考慮に入れなければならない。欧州委員会は、第三国及び国際機関における保護のレベルを評価するときは、委員会と協議しなければならない。

(106) 欧州委員会は、第三国、第三国内の地域もしくは特定の分野または国際組織における保護のレベルに関する判定が有効に機能していることを監視しなければならない。また、指令 95/46/EC の第 25 条第 6 項または第 26 条第 4 項に基づいて採択された判定が有効に機能していることを監視しなければならない。この十分性の判定において、欧州委員会は、それらが有効に機能していることを定期的に見直す仕組みを定めな

ればならない。この定期的な見直しは、当の第三国及び国際組織との協議を経た上で、その第三国または国際組織の関連する全ての発展を考慮に入れた上で、行われなければならない。この監視及び定期的な見直しを行う目的のために、欧州委員会は、欧州議会及び理事会並びにそれ以外の関連する組織や情報源からの意見及び調査結果をその判断材料としなければならない。欧州委員会は、合理的な期間内に、後になされた判定が有効に機能していることを評価し、かつ、この規則に基づいて設置されたものとしての欧州議会及び理事会の規則(EU) No 182/2011<sup>1</sup>の意味における委員会、欧州議会及び理事会に対し、その調査結果を報告しなければならない。

(107) 欧州委員会は、第三国、第三国内の地域もしくは特定の分野または国際組織が十分なレベルのデータ保護を確保していないと判断することができる。その判断の結果、当該第三国または国際組織に対する個人データの移転は、拘束的企業準則を含め、適切な安全性確保措置による移転及び特別の状況における特例に関するこの規則の要件が充足されない限り、禁止されなければならない。この場合、欧州委員会と当該第三国または国際機関との間で、協議がもたれなければならない。欧州委員会は、その状況を打開するために、適時に、その第三国または国際機関に対し、その理由を通知し、かつ、協議に入らなければならない。

(108) 十分性の決定がない場合、管理者または処理者は、データ主体のための適切な安全性確保措置という方法によって、第三国内におけるデータ保護の欠落を補う措置を講じなければならない。そのような適切な安全性確保措置は、拘束的企業準則、欧州委員会によって採択された標準データ保護約款、監督官によって採択された標準データ保護約款、または、監督官によって承認された契約条項によって構成することができる。それらの安全性確保措置は、データ主体の執行可能な権利を利用できること、並びに、効果的な行政上または司法上の救済を得るための及び損害賠償を請求するためのものを含む効果的な司法救済を利用できることを含めて、欧州連合内での処理に適合するデータ保護上の義務の遵守並びにデータ主体の権利及び自由を、欧州連合内または第三国内において確保するものでなければならない。それらは、とりわけ、個人データの処理と関連する一般的な基本原則、バイデザイン及びバイデフォルトのデータ保護の原則の遵守と関連するものでなければならない。行政機関または行政組織は、確認覚書のような行政文書の中に挿入されたデータ主体のための執行可能で効果的な権利を定める条項に基づく場合を含め、第三国または国際機関内において同等の

---

<sup>1</sup> 欧州委員会の実装権限の行使の構成国による管理のための制度に関する規則及び一般原則を定める欧州議会及び理事会の 2011 年 2 月 16 日の規則(EU) No 182/2011 (OJ L 55, 28.2.2011, p. 13)

職責及び機能を有する行政機関または行政組織との関係で、移転を行うことができる。安全性確保措置が法的拘束力のない行政文書によって定められている場合には、職務権限を有する監督官による承認を受けなければならない。

(109) 欧州委員会または監督官によって採択された標準データ保護約款を管理者または処理者が利用することができるということは、管理者または処理者が、欧州委員会または監督官によって採択された標準データ保護約款と直接または間接に矛盾せず、かつ、データ主体の基本的な権利及び自由を妨げるものではない限り、処理者と別の処理者との間の契約のような、より広範囲の契約の中に標準データ保護約款の条項を含めることを妨げるものではなく、また、その約款の中に別の条項や安全性確保措置を追加することを妨げるものでもない。管理者及び処理者は、標準データ保護約款を補完する契約上の約定を介して、追加的な安全性確保措置を提供することが奨励されなければならない。

(110) グループ企業または共同で経済活動に従事する企業のグループは、そのような拘束的企業準則が、個人データの移転またはその移転の類型のための適切な安全性確保措置を確保するための全ての重要な基本原則及び執行可能な権利を含めるものである限り、欧州連合から同じグループ企業または共同で経済活動に従事する企業のグループ内にある組織に対する個人データの国際的な移転のために、承認された拘束的企業準則を利用できるようにしなければならない。

(111) データ主体が彼または彼女の明示の同意を与えた場合、規制当局の手続を含め、それが司法手続内のものであるか行政手続もしくは訴訟外手続によるものであるかを問わず、契約または訴訟との関係で、移転が臨時に必要となる場合という一定の状況下において、移転をすることのできるための条項が設けられなければならない。欧州連合の法律または構成国の法律によって定められる公共の利益上の重要な法的根拠がそのような移転を求める場合、または、法律によって設置され、公衆もしくは正当な利益をもつ個人からの照会に応ずるための登録所から移転が行われる場合において、移転ができるようにするための条項も設けられなければならない。後者の場合、そのような移転は、その登録所の中に収められている個人データ全体またはデータの類型全体を含むことはできず、かつ、正当な利益をもつ個人からの照会に対して登録所が応じようとする場合には、そのような者の要請があった際においてのみ、または、それが取得者のために行われる場合には、データ主体の利益及び基本的な権利を考慮に入れて、その移転が行われるものとしなければならない。

(112) これらの特例は、とりわけ、公共の利益上の重要な理由により求められ、その必要があるデータの移転に対して、例えば、公正取引委員会、税務当局または税関当局

の間、金融監視当局の間、並びに、例えば、感染症の追跡調査の場合、または、スポーツにおけるドーピングの抑制及びまたは抑止のために、社会保障に関する事項もしくは公衆衛生について職務権限を有する当局の間において行われる国際的なデータ交換の場合に適用されなければならない。個人データの移転は、データ主体がその同意を与えることができない場合に、身体的な完全性または生命を含め、データ主体またはそれ以外の者の生存の利益のために必須の利益の保護のために必要となる場合においても、適法とみなされなければならない。充分性の判定がない場合、欧州連合の法律または構成国の法律は、公共の利益上の重要な理由のために、特別類型のデータの第三国または国際機関に対する移転の制限を明確に定めることができる。構成国は、そのような条項を、欧州委員会に対して通知しなければならない。ジュネーブ諸条約に基づいて行う義務のある職務の遂行という観点から、または、武力衝突に適用可能な国際人道法を遵守するための、身体的または法的な原因により同意を与えることができないデータ主体の個人データの国際的な人道組織に対する移転は、公共の利益上の重要な理由のために、または、データ主体の生存の利益に係わるという理由により、必要なものと判断することができる。

(113) その移転のための利益がデータ主体の権利及び自由よりも優先するものではなく、かつ、管理者がその移転に伴う全ての事情を評価している場合には、管理者は、義務的な正当な利益の目的のために、反復性がないと評価され得るものであり、かつ、限定された人数のデータ主体のみに関する移転を行うことができる。管理者は、とりわけ、個人データの性質、予定されている処理業務の目的及び期間、並びに、移転元の国、第三国及び最終移転先の国の状況について検討しなければならない。かつ、その個人データの処理に関連する自然人の基本的な権利及び自由を保護するための適切な安全性確保措置を提供しなければならない。そのような移転は、移転のための他の適用可能な根拠が存在しないその余の場合においてのみ、これを行うことができる。科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的に関しては、知識の増加に対する社会の正当な期待を考慮に入れなければならない。管理者は、監督官及びデータ主体に対し、その移転について情報提供しなければならない。

(114) 欧州委員会が第三国における十分なレベルのデータ保護についていかなる判定もしない場合には、いかなる場合においても、管理者及び処理者は、データ主体が引き続き基本的な権利及び安全性確保措置を享受することになるようにするため、データ主体のデータが移転されてしまっても欧州連合におけるデータ主体のデータの処理と関連する執行可能で効果的な権利をデータ主体に提供する解決策を、利用できるようにしなければならない。

(115) 幾つかの第三国は、構成国の裁判権の下で自然人及び法人の処理活動を直接に規律することを旨とする法律、規則及びその他の法的行為を採択している。これは、管理者または処理者に対して個人データの移転または開示を求める第三国内の裁判所もしくは法廷の判決または行政機関の決定であって、かつ、司法共助協定のような要請元の第三国と欧州連合もしくは構成国との間で効力を有する国際協定に基づくものではないものを含み得る。これらの法律、規則及びそれ以外の法的行為の域外適用は、国際法違反となり得るものであり、また、この規則によって欧州連合内で確保されるべき自然人の保護の達成を害するものとなり得る。移転は、第三国への移転について定めるこの規則の要件に適合する場合にのみ、認められるものとしなければならない。このような場合は、就中、管理者が服する欧州連合の法律または構成国の法律で認められている公共の利益上の重要な法的根拠のゆえに開示が必要となる場合に該当し得るものである。

(116) 個人データが欧州連合の対外国境を越えて移動する場合、自然人のデータ保護の権利を行使することができること、とりわけ、その情報の違法な利用または違法な開示から自らを防護することについて、リスクが増大する状況に置かれることとなり得る。それと同時に、監督官らは、その管轄地の外にある活動に関しては、異議を申立て、または、調査を行うことができないと結論付けることとなり得る。国境を越えるという文脈の中で共に仕事をするという彼らの努力は、防止の権限または救済の権限が不十分であること、一貫性のない法制度、及び、資源の制約という実務的な障碍によっても妨げられ得る。それゆえ、監督官らが国際的な相手と情報交換し、調査を行うことを支援するために、データ保護監督官の間での密接な協力を促進する必要がある。個人データの保護のための立法を執行するための国際的な相互支援を促進しそれを提供するための国際協力の仕組みを発展させる目的のために、欧州委員会及び監督官は、互恵的に、かつ、この規則に従って、第三国内の職務権限を有する行政機関と情報交換をし、または、その権限の行使と関連する活動において協力しなければならない。

(117) 完全な独立性をもってその職務を遂行し、その権限を行使する地位を有する構成国内の監督官を設置することは、自然人の個人データの処理と関連する自然人の保護の本質的な構成要素である。構成国は、その構成国の憲法上、国家組織上及び行政組織上の構造の相違に応じて、1 または複数の監督官を設置することができるものとしなければならない。

(118) 監督官の独立性は、その財政上の支出に関する管理もしくは監視の仕組みまたは司法審査に監督官が服することがないということを意味するものではない。

(119) 構成国が複数名の監督官を設置するときは、構成国は、一貫性確保メカニズムの中におけるそれらの監督官の効果的な参加を確保するための法的な仕組みを設けなければならない。構成国は、とりわけ、他の監督官、委員会及び欧州委員会との迅速かつ円滑な協力関係を確保するため、そのメカニズムへの監督官らの効果的な参加のための連絡部局として機能する監督官を指定しなければならない。

(120) 個々の監督官は、欧州連合全域における他の監督官との共助及び協力と関連するものを含め、その職務を効果的に遂行するために必要となる資金上及び人員上の資源、施設及びインフラの提供を受けるものとしなければならない。個々の監督官は、独立の公的な予算を受ける。それは、全州の予算または国内予算の一部とすることができる。

(121) 監督官の構成員に関する一般的な要件は、それぞれの構成国において、法律によって定められなければならない。また、その要件は、とりわけ、透明性のある手続により、政府、政府の構成員、議会もしくは議会の議院、または、構成国の法律に基づいて信任された独立の組織からの提案に基づいて、議会、政府または構成国の州の長によってその構成員が任命されることを定めるものとしなければならない。監督官の独立性を確保するため、構成員は、誠実に行動し、その職務と適合しないいかなる行為をも控えなければならない。かつ、その在任中は、報酬の有無を問わず、その職務と適合しない職業に従事してはならない。監督官は、監督官によって選任され、または、構成国の法律によって設置される独立の組織によって選任される監督官自身の職員をもつものとしなければならない。その職員は、監督官の構成員の指示のみに従う。

(122) 個々の監督官は、監督官の構成国の領土上において、この規則に従って監督官に与えられた権限を行使し、職務を遂行するための職務権限を有する。これは、とりわけ、監督官の構成国の領土上にある管理者または処理者の事業所の活動の過程における処理、行政機関または公共の利益において活動をする民間組織によって行われる個人データの処理、監督官の領土上のデータ主体を害する処理、または、対象となるデータ主体がその領土上に居住する場合には、欧州連合内に設けられたのではない管理者または処理者によって行われる処理に対して、適用される。これは、データ主体から申立てられた異議の取り扱い、この規則の適用に関する調査の実施、並びに、個人データの処理と関連するリスク、規則、安全性確保措置及び権利についての公衆への周知の促進を含めるものとしなければならない。

(123) 監督官は、自然人の個人データの処理に関して自然人を保護し、域内市場内における個人データの支障のない移転を促進するために、この規則による条項の適用を監視し、欧州連合全域におけるその一貫性のある適用に貢献するものとしなければならない。

ない。その目的のために、監督官は、共助の提供またはそのような協力に関する構成国間の協定を要することなく、相互に協力し、かつ、欧州委員会と協力しなければならない。

(124) 欧州連合内の管理者または処理者の事業所の活動及び複数の構成国に設けられている管理者または処理者の活動の過程において個人データの処理が行われる場合、または、欧州連合内の管理者または処理者の単一の事業所の活動の過程で行われる処理が複数の構成国内のデータ主体に対して重大な悪影響を及ぼす場合、もしくは、重大な悪影響を及ぼすおそれがある場合においては、管理者もしくは処理者の主たる事業所のための監督官、または、管理者もしくは処理者の単一の事業所のための監督官は、主任監督官として行動しなければならない。管理者または処理者がそれらの構成国の領土上に事業所をもっているということ、それらの構成国に居住しているデータ主体が重大な悪影響を受けていること、または、それらの監督官に対して異議の申立てがなされたことを理由として、主任監督官は、他の関係する監督官と協力しなければならない。当該構成国に居住していないデータ主体が異議を申立てた場合には、その異議を申立てられた監督官も、関係する監督官となる。この規則の適用の範囲内にある問題に関する運用指針を発行する職務の中で、委員会は、とりわけ、当の処理が複数の構成国のデータ主体に対して重大な悪影響を与えるか否か、及び、関連性があり理由を付した異議はどのようなものによって構成されるのかを確認するために考慮に入れられるべき基準に関し、運用指針を発行することができるものとしなければならない。

(125) 主任監督官は、この規則に従って監督官に与えられる権限を適用する措置と関連する拘束力のある決定を採択する職務権限を有する。その主任監督官としての権限内において、その監督官は、決定書の作成手続において、密接に関与し、関係する監督官らと協力しなければならない。その決定が、データ主体からの異議申立ての全部または一部を却下するものであるときは、その決定は、その異議申立てを受理した監督官によって採択されなければならない。

(126) 決定は、主任監督官と関係する監督官との共同で合意されなければならない。その決定は、管理者もしくは処理者の主たる事業所宛てまたは単一の事業所宛てのものとし、管理者及び処理者を拘束するものとしなければならない。管理者及び処理者は、この規則の遵守を確保し、そして、欧州連合内における処理活動に関する管理者または処理者の主たる事業所に対して主任監督官から通知された決定の実装を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(127) 主任監督官として行動しない個々の監督官は、複数の構成国において管理者ま

たは処理者が設けられていても、特定の処理の対象事項が単一の構成国において行われる処理のみと関係するものであり、当該単一の構成国内のデータ主体のみを含む場合、例えば、その対象事項が、ある構成国での特定の労働における労働者の個人データの処理と関係する場合のような、地域的な案件を取り扱う職務権限を有する。そのような場合、その監督官は、主任監督官に対し、遅滞なく、その事項について通知しなければならない。通知を受けた後、その主任監督官は、主任監督官と他の関係する監督官との間の協力に関する条項によりその案件を取り扱うか否か、または、その通知をした監督官が地域レベルでその案件を取り扱うべきか否かについて、判断しなければならない（以下「ワンストップショップ・メカニズム」という）。そのどちらがその案件を取り扱うべきかについて判断をする際、その主任監督官は、管理者または処理者それぞれに宛てた決定の効果的な執行を確保するために、その通知をした監督官の構成国の中に管理者または処理者の事業所が存在するか否かを考慮に入れなければならない。その主任監督官がその案件について対処すると判断するときは、その案件を通知した監督官は、決定書草案を送付する機会をもつものとしなければならない。その主任監督官は、その草案を、ワンストップショップ・メカニズムの中で自らの草案を準備する際に、最大限、考慮に入れなければならない。

(128) 主任監督官に関する規定及びワンストップショップ・メカニズムに関する規定は、その処理が行政機関によって行われる場合、または、公共の利益において民間組織によって処理が行われる場合には、適用されない。そのような場合においては、この規則に従って与えられた権限を行使する職務権限を有する監督官のみが、その行政機関またはその民間組織が設けられている構成国の監督官となるものとしなければならない。

(129) 欧州連合全域におけるこの規則の一貫性のある監視と執行を確保するために、監督官は、それぞれの構成国内において、とりわけ、自然人から異議を申立てられた場合において、調査権限、是正の権限、制裁、承認及び助言の権限、並びに、構成国の法律に基づく検察当局の権限を妨げることなく、この規則の違反行為に対して法務当局の関心を向けさせること及び訴訟手続を行うことを含め、同じ職務及び効果的な権限をもつ。その権限は、禁止を含め、処理の一時的または恒久的な制限を課す権限も含む。構成国は、この規則に基づく個人データの保護と関連する上記以外の職務を定めることができる。監督官の権限は、欧州連合の法律及び構成国の法律に定める適切な手続上の安全性確保措置に従って、公平に、公正に、かつ、合理的な期間内に行使されなければならない。とりわけ、個々の措置は、個々の事案の状況を考慮に入れた上で、この規則の遵守を確保するという観点から適切であり、必要であり、かつ、

比例的なものでなければならず、彼または彼女に対して不利益な影響を与える個々の措置が講じられる前に全ての者が聴聞を受ける権利を尊重するものであり、かつ、関係する者のために過大な費用負担と過度の不便を避けるものでなければならない。施設へのアクセスと関連する調査権限は、事前に裁判所の承認を得るといったような、構成国の手続法上の特別の要件に従って行使されなければならない。監督官の個々の法的拘束力のある措置は、書面によるものであり、明瞭で紛れのないものであり、その措置を発した監督官、その措置が発せられた日付、監督官の長の署名または彼もしくは彼女によって承認された監督官の構成員の署名のあるものであり、その措置の理由を提供するものであり、かつ、効果的な救済の権利を示すものとしなければならない。このことは、構成国の手続法による付加的な要件を妨げるものではない。法的拘束力のある決定を採択することは、その決定を採択した監督官の構成国において、司法審査の申立てを提起することができること意味する。

(130) 異議を申立てられた監督官が主任監督官ではない場合には、主任監督官は、この規則に定める協力及び一貫性に関する条項に従い、異議を申立てられた監督官と密接に協力しなければならない。そのような場合、主任監督官は、行政罰を科すことを含め、法的効果を生じさせる措置を講ずる予定である場合には、その異議の申立てを受けた監督官であり、かつ、職務権限を有する監督官と連絡をとりながら自己の構成国の領土上において調査を行う職務権限を維持している監督官の意見を最大限考慮に入れなければならない。

(131) 管理者または処理者の処理活動に関して別の監督官が主任監督官として行動しなければならないけれども、異議が申立てられた具体的な事項または違反行為のおそれが、異議申立てのあった構成国の管理者または処理者の処理のみに関係するものである場合、または、発見された違反行為のおそれ及びその事項が、別の構成国のデータ主体に対して重大な悪影響を及ぼしておらず、または、そのおそれがない場合には、異議を受理した監督官、または、この規則の違反行為の可能性を伴う状況について発見し、もしくは、他からその情報提供を受けた監督官は、管理者との話し合いによる解決を模索しなければならない。そして、そのような解決ができないときは、監督官の権限を完全に行使しなければならない。これは、その監督官の構成国の領土内で行われる特定の処理、または、当該構成国の領土上のデータ主体と関連する特定の処理；その監督官の構成国の領土内のデータ主体を特に目当てにした物品または役務の提供の過程で行われる処理；または、構成国の法律に基づく関連する法的義務を考慮に入れて評価されなければならない処理を含めるものとしなければならない。

(132) 監督官による公衆向けの周知活動は、マイクロ企業及び中小企業、並びに、特に

教育との関係で自然人を含め、管理者及び処理者向けの特別の措置を含むものとしなければならない。

(133) 監督官は、域内市場においてこの規則の一貫性のある適用及び執行を確保するために、その職務の遂行について相互に補佐し、また、共助を提供しなければならない。共助を要請する監督官は、他の監督官からその要請を受領した後 1 か月以内に共助を求める要請に対する何らの回答も受けない場合には、暫定的な措置を採択することができる。

(134) 個々の監督官は、それが適切な場合には、他の監督官との共同の職務遂行に参加しなければならない。要請を受けた監督官は、指定された期限内に、その要請に対する回答を義務付けられるものとしなければならない。

(135) 欧州連合全域におけるこの規則の一貫性のある適用を確保するために、監督官の間の協力のための一貫性確保メカニズムが構築されなければならない。とりわけ、複数の構成国内にある大勢のデータ主体に対して重大な悪影響を及ぼす処理業務に関して、監督官が、法的効果を発生させる措置を採択しようとする場合には、このメカニズムが適用されなければならない。関係する監督官または欧州委員会が、そのような事柄は一貫性確保メカニズムの中で取り扱われるべきであると要求する場合においても、それが適用されなければならない。そのメカニズムは、欧州委員会が条約に基づく権限を行使する際に講ずることのできる措置を妨げない。

(136) 一貫性確保メカニズムを実施する際、委員会は、委員会の構成員の多数がそのように判断した場合、または、関係する監督官もしくは欧州委員会からそのように要請された場合には、定められた期間内に、その意見を発しなければならない。委員会は、監督官の間で見解の対立がある場合、法的拘束力のある決定を採択する権限も与えられなければならない。その目的のために、委員会は、原則としてその構成員の 3 分の 2 の多数決により、監督官の間での見解に混乱があることが明確に示されている案件において、とりわけ、協力メカニズムの中で主任監督官と関係する監督官との間でその案件の結論について対立がある場合、特にこの規則の違反行為があるか否かについて対立がある場合において、法的拘束力のある決定をしなければならない。

(137) とりわけ、データ主体の権利の執行が深刻に害され得るような危険が存在する場合に、データ主体の権利及び自由を保護するために行動する緊急の必要のあることがあり得る。それゆえ、監督官は、その監督官の所在する領域内において、3 か月を超えない期間内で有効性を有し、正当な根拠を有するものとして、暫定的な措置を採択することができるものとしなければならない。

(138) そのようなメカニズムを適用することは、その適用が義務的なものである場合には、それらの案件において監督官によって法的効果を生じさせることが予定されている措置の適法性のための要件となるものとしなければならない。これ以外の国境を越える関連案件に関しては、主任監督官と関係する監督官との間の協力メカニズムが適用されなければならない。また、一貫性確保メカニズムを契機とすることなく、2 国間または多国間で、関係する監督官の間での共助及び共同の職務遂行が行われ得る。

(139) この規則の一貫性のある適用を促進するために、委員会は、欧州連合の独立の組織として設置されなければならない。この目的を充足するために、委員会は、法人格をもつものとしなければならない。委員会は、その委員長によって代表される。委員会は、指令 95/46/EC によって設置された個人データの保護と関連する個人の保護に関する作業部会と置き換わるものとしなければならない。委員会は、それぞれの構成国の監督官の長及び欧州データ保護監督官の長またはそれらそれぞれの者の代理者によって構成されるものとしなければならない。欧州委員会は、議決権をもたないで委員会の活動に参加しなければならない。また、欧州データ保護監督官は、特別の議決権をもつものとしなければならない。委員会は、とりわけ、第三国または国際機関における保護のレベルに関して欧州委員会に助言することによる場合、及び、欧州連合全域における監督官の協力を促進することによる場合を含め、欧州連合全域におけるこの規則の一貫性のある適用のために貢献しなければならない。委員会は、その職務を遂行するときは、独立して行動しなければならない。

(140) 委員会は、欧州データ保護監督官から提供される事務局によって補佐される。この規則によって委員会の権限とされる職務に関与する欧州データ保護監督官の職員は、専ら、委員会の委員長の指示に従わなければならない。かつ、委員会の委員長に対して報告しなければならない。

(141) 全てのデータ主体は、とりわけ、彼または彼女の定居住地の構成国において、単一の監督官に異議を申立てる権利をもち、かつ、この規則に基づく彼または彼女の権利が侵害されたと考える場合、または、監督官が異議について何も行動しない場合、その異議の全部または一部を棄却もしくは却下した場合、または、そのような行動がデータ主体の権利を保護するために必要である場合に何も活動をしない場合には、憲章の第 47 条に従い、効果的な司法救済を受ける権利をもつものとしなければならない。異議申立て後の調査は、司法審査に服するものとして、特定の案件において適切な範囲内で行われなければならない。監督官は、データ主体に対し、合理的な期間内に、その異議の進捗状況及び結果について、情報提供しなければならない。更なる調査または別の監督官との連携が必要となる場合には、データ主体に対し、中間的な情

報提供がなされなければならない。異議の申立てを促進するために、各監督官は、他の通信手段を排除することなく、電子的に完結することのできる異議申立ての方式を提供するといったような措置を講じなければならない。

(142) データ主体が、この規則に基づく彼または彼女の権利が侵害されていると考える場合には、彼または彼女は、構成国の法律に従って組織され、公共の利益に属する制定法上の目的をもち、彼または彼女の代わりとなって監督官に異議の申立てをし、データ主体の代わりとなって司法救済の権利を行使し、または、構成国が定めている場合には、データ主体の代わりとなって損害賠償金を受領する権利を行使するために、個人データの保護の領域において活動する非営利の組織、団体または協会に対し、委任する権利をもつものとしなければならない。構成国の法律は、データ主体の委任とは別に、そのような組織、団体または協会が構成国において異議を申し立てる権利、及び、この規則に違反する個人データの処理の結果としてデータ主体の権利が侵害されていると判断すべき根拠を有する場合における効果的な司法救済の権利について定めることができる。その組織、団体または協会は、データ主体の委任とは別に、データ主体の代わりに損害賠償を請求することは認められない。

(143) 自然人または法人は、TFEU の第 263 条に定める要件に基づき、欧州司法裁判所において、委員会の決定の取消しを求める訴えを提起する権利をもつ。その決定の名宛人として、その決定に対して不服申立てをする意思のある関係する監督官は、TFEU の第 263 条に従い、その決定が通知された後 2 か月以内に訴えを提起しなければならない。委員会の決定が、管理者、処理者または異議申立人に対する直接かつ個別的な決定である場合には、それらの者は、TFEU の第 263 条に従い、委員会の Web サイト上でその決定が公示された時から 2 か月以内に、その決定の取消しを求める訴えを提起することができる。TFEU の第 263 条に基づくこの権利を妨げることなく、個々の自然人または法人は、それらの者に関して法的効果を発生させる監督官の決定に対し、職務権限を有する自国の裁判所において、効果的な司法救済を得るものとしなければならない。そのような決定は、とりわけ、監督官による調査権限、是正権限及び承認権限と関係するもの、または、異議の棄却もしくは却下に関するものである。しかしながら、効果的な司法救済の権利は、監督官によって講じられた措置であっても、監督官から発せされた意見や提供された助言のような法的拘束力のないものについては、対象外となる。監督官に対する訴訟手続は、その監督官が設けられている構成国の裁判所において提起されなければならない。かつ、当該構成国の手続法に従って行われなければならない。これらの裁判所は、裁判管轄権を完全に行使しなければならない。その管轄権は、その裁判所に提起された紛争と関係する全ての事実上の争点及び法律

上の争点を検討するための裁判管轄権を含むものとしなければならない。

異議申立てが監督官によって却下または棄却されたときは、その異議申立人は、同じ構成国の裁判所において、訴訟手続を提起することができる。この規則の適用と関係する司法救済の過程においては、その事件について判決を与えることができるようにしなければならない争点について判断する国内裁判所は、欧州司法裁判所に対して、この規則を含め、欧州連合の法律の解釈に関する先決裁定を与えることを求めることができ、TFEU の第 267 条に規定する場合には、そのように求めなければならない。更に、委員会の決定を実装する監督官の決定に対して国内裁判所において不服申立てがなされ、かつ、その委員会の決定の有効性が争点となっている場合には、当該国内裁判所はその委員会の決定を無効であると宣言する権限を有せず、その国内裁判所がその決定を無効であると考えるときは、欧州司法裁判所によって解釈されるものとしての TFEU の第 267 条に従い、欧州司法裁判所に対して、その争点に関する照会をしなければならない。しかしながら、国内裁判所は、とりわけ、それが当該決定によって直接的かつ個別に関係するものであっても、TFEU の第 263 条に定める期間内にその申立てがなされたものではない場合には、その決定の取消しを求める訴訟を提起する機会を有する自然人または法人の求めに対して判断するに際し、当該委員会の決定の有効性に関する争点について照会をしないものとするすることができる。

(144) 監督官の決定に対する不服を申立てる訴訟手続を提起された裁判所が、同じ管理者または処理者による処理と判断することのできる同じ処理対象である場合といったような同じ処理と関係する訴訟手続、または、同じ訴訟原因による訴訟手続が他の構成国の管轄権を有する裁判所に提起されていると信ずべき根拠をもつときは、その裁判所は、そのような関連訴訟の存在を確認するために当該裁判所と連絡をとらなければならない。関係する訴訟手続が他の構成国の裁判所に係属しているときは、最初に訴えの提起のあった裁判所以外の裁判所は、その訴訟手続の進行を停止することができ、また、最初に訴えの提起のあった裁判所が当の訴訟手続について管轄権を有し、かつ、その構成国の法律がそのような関係する訴訟事件の併合を認めている場合には、どちらか一方の訴訟当事者からの求めにより、最初に訴えの提起のあった裁判所の管轄権を優先させることができる。異なる訴訟手続が密接に関係しており、別の訴訟手続から相反する内容の判決が生ずるリスクを避けるため、それらについて一緒に審理し判断したほうが得策である場合には、それらの訴訟手続は、関連するものとみなされる。

(145) 管理者または処理者を相手方とする訴訟手続のために、管理者がその公権力の行使において行動する構成国の行政機関である場合を除き、原告は、管理者または処

理者がその事業所をもつ構成国の裁判所、または、データ主体の居住地である構成国の裁判所において、訴えを提起する選択肢をもつものとしなければならない。

(146) 管理者または処理者は、この規則に違反する処理の結果として被害を受ける者の損害について、損害の賠償をしなければならない。管理者または処理者は、その損害についていかなる責任もないということを証明したときは、その法的責任を免れる。損害の概念は、この規則の目的を完全に反映する方法で、欧州司法裁判所の判例法に照らして、幅広く解釈されなければならない。これは、欧州連合の法律または構成国の法律にある他の規定の違反から生ずる損害についてのいかなる訴訟をも妨げるものではない。この規則に違反する処理は、この規則及びこの規則の細則を定める構成国の法律に従って採択される委任された行為及び実装行為に違反する処理も含む。データ主体は、彼らが被った損害について、完全かつ効果的な損害賠償を受けるものとしなければならない。管理者または処理者が同じ処理に関与している場合には、個々の管理者または処理者は、それぞれ、損害の全部について責任を負うものとしなければならない。しかしながら、それらの者が同じ訴訟手続に加わっているときは、被害を受けたデータ主体の完全かつ効果的な損害賠償が確保される限り、構成国の法律に従い、その処理から生じた損害の損害賠償について、個々の管理者または処理者の責任の割合に応じた分担とすることができる。全額を支払った管理者または処理者は、その後、同じ処理に関与した他の管理者または処理者を相手方として、求償請求の訴えを提起することができる。

(147) とりわけ、損害賠償を含め、管理者または処理者を相手方として司法救済を求める訴訟手続に関し、裁判管轄権に関する特別規定がこの規則の中に含まれている場合、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 1215/2012<sup>1</sup>にあるような裁判管轄権に関する一般的な規定は、そのような特別規定の適用を妨げてはならない。

(148) この規則の規定の効果的な執行を強化するために、この規則により監督官によって課される適切な措置に加え、または、これに代えて、この規則の違反行為に対し、行政罰を含め、制裁が加えられなければならない。軽微な違反行為の場合、または、課される罰金が自然人に対して過大な負担を構成するような場合には、罰金の代わりに注意処分を行うことができる。しかしながら、その違反行為の性質、重大性及び持続期間、その違反行為が意図的なものであること、違反行為の結果を軽減させるために講じられた行動、責任の程度及び関連する過去の違反行為、その違反行為がどのよ

---

<sup>1</sup> 裁判管轄権並びに民事及び商事における判決の承認及び執行に関する欧州議会及び理事会の2012年12月12日の規則(EU) No 1215/2012 (OJ L 351, 20.12.2012, p.1)

うにして監督官に認知されることになったのか、管理者または処理者に対して命令された措置の遵守、行動準則の遵守、並びに、これら以外の増悪要素及び低減要素を十分に配慮しなければならない。行政罰を含め、制裁の実施は、効果的な司法上の保護及び適正手続を含め、欧州連合の法律及び憲章の一般的な基本原則に従う適切な手続保障に服するものとしなければならない。

(149) 構成国は、この規則に従って、または、この規則の制限の範囲内で採択された国内規定の違反行為に対するものを含め、この規則の違反行為に対する刑事罰に関する規定を定めることができる。その刑事罰は、この規則の違反行為によって得られた利益の没収を認めることもできる。しかしながら、そのような国内規定の違反行為に対する刑罰の適用及び行政上の制裁の適用は、欧州司法裁判所によって解釈されるものとしての一事不再理の原則を侵害するような結果を導いてはならない。

(150) この規則の違反行為に対する行政罰を強化し、整合性のとれたものとするために、各監督官は、行政罰を加える権限をもつものとしなければならない。この規則は、関連する行政罰を決定するための違反行為、上限及び基準を示すものとしなければならない。それは、個々の事案において、監督官によって、特定の状況における全ての関連する事情を考慮に入れた上で、とりわけ、違反行為の性質、重大性及び持続期間、その結果として発生した事態、並びに、この規則に基づく義務の遵守を確保し、違反行為による結果の発生を防止または軽減するために講じられた措置について十分な配慮をした上で決定されなければならない。行政罰が企業に対して加えられる場合、その目的のために、企業とは、TFEU の第 101 条及び第 102 条に従う企業として理解されなければならない。行政罰が企業ではない者に対して加えられる場合、監督官は、罰の適切な金額を検討するに際して、その構成国における一般的な所得額及び当該の者の経済状態を考慮に入れなければならない。一貫性確保メカニズムは、行政罰の一貫性のある適用を促進するためにも用いることができる。行政機関が行政罰に服すべきか否か及びその範囲は、構成国によって定められなければならない。行政罰を加えること、または、注意処分を与えることは、この規則に基づく監督官のそれ以外の権限の行使またはそれ以外の制裁の適用に影響を及ぼすものではない。

(151) デンマーク及びエストニアの法制度は、この規則に定める行政罰を認めていない。これらの構成国におけるそのような規定の適用が監督官によって加えられる行政罰と均等の効果をもつ限り、デンマークにおいては、職務権限を有する国内裁判所によって刑罰として罰金が科されるものとし、そして、エストニアにおいては、監督官によって微罪の手続の枠組みの中で罰金が科されるものとするという方法で、行政罰に関する規定を適用することができる。それゆえ、職務権限を有する国内裁判所は、

罰金を求める監督官からの勧告を考慮に入れるものとしなければならない。いずれの場合においても、罰金は、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のあるものでなければならない。

(152) この規則が行政罰と整合しない場合、または、例えば、この規則の重大な違反行為の場合のような、それ以外の場合にその必要性があるときは、構成国は、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のある処罰を定める法制度を実装しなければならない。そのような処罰の法的性質、刑事罰とするか行政罰とするかは、構成国の法律によって定められるものとしなければならない。

(153) 構成国の法律は、報道、学問上、芸術または文学上の表現を含め、表現及び情報伝達の自由を規律する規定と、この規則による個人データの保護の権利との間の調和を図らなければならない。報道の目的のため、または、学問上、芸術もしくは文学上の表現のためにのみ行われる個人データの処理は、個人データの保護に関する権利と憲章の第 11 条に掲げられている表現及び情報伝達の自由の権利とを調和させる必要があるときは、この規則の一定の条項の特例または例外としなければならない。このことは、とりわけ、視聴覚の分野並びにニュースアーカイブ及び報道ライブラリにおける個人データの処理について適用されなければならない。それゆえ、構成国は、これらの基本的な諸権利の間のバランスをとる目的のために必要な例外条項及び特例条項を定める立法上の措置を講じなければならない。構成国は、一般原則、データ主体の権利、管理者及び処理者、第三国または国際機関に対する個人データの移転、独立の監督官、協力と一貫性、並びに、特別のデータ処理の場合との関係について、そのような例外条項及び特例条項を採択しなければならない。そのような例外条項または特例条項が構成国間で区々になっている場合には、管理者が服する構成国の法律が適用される。全ての民主主義社会における表現の自由の権利の重要性を考慮に入れるため、報道のような、表現の自由と関連する諸概念を広く解釈する必要がある。

(154) この規則は、この規則の適用の際に考慮されるべき、公文書に対する公衆のアクセスの原則を認める。公文書に対する公衆のアクセスは、公共の利益に属するものと考えることができる。行政機関または行政組織によって保有される文書中の個人データは、行政機関または行政組織が服する欧州連合の法律または構成国の法律によってその開示が定められている場合には、その行政機関または行政組織によって公衆に開示され得るものとしなければならない。そのような法律は、公文書に対する公衆のアクセス及び公的分野にある情報の再利用と個人データの保護の権利との調和を図るものとしなければならない。また、それゆえ、この規則による個人データの保護の権利との必要な調和を図ることを定めることができる。行政機関及び行政組織に対する照会

は、その文脈において、文書に対する公衆のアクセスに関する構成国の法律の適用範囲内にある全ての機関及びそれ以外の組織を含むものとしなければならない。欧州議会及び理事会の指令 2003/98/EC<sup>1</sup>は、そのまま維持されており、そして、欧州連合の法律または構成国の法律の条項に基づく個人データの処理と関連する自然人の保護のレベルに対して、いかなる方法によっても影響を与えることがなく、また、とりわけ、この規則に定める義務及び権利を修正するものではない。とりわけ、同指令は、アクセス制度により個人データの保護を根拠としてアクセスが禁止または制限されている文書、及び、その制度により部分的に公開可能な文書であっても、個人データを含んでいる部分があり、その部分の再利用が個人データの処理と関連する自然人の保護に関する法律とは適合しないものと法律によって定められたものであるときは、適用されない。

(155) 構成国の法律、または、「労働協約」を含む協約は、労働の過程における労働者の個人データの処理に関して、とりわけ、労働の過程において、労働者の同意を根拠として、求人、法律または協約に定める就労義務の履行を含む雇用契約の遂行、仕事の管理、企画及び編成、職場における平等と多様性、職場における健康と安全の目的、及び、個人ベース及び集団ベースで、労働と関連する権利の行使及び利益の享受の目的、並びに、労働関係の終了の目的のために個人データを処理することができる場合の要件に関して、その特別規定を定めることができる。

(156) 公共の利益におけるアーカイブの目的、科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的のための個人データの処理は、この規則により、データ主体の権利及び自由のための適切な安全性確保措置に服するものとしなければならない。それらの安全性確保措置は、とりわけ、データのミニマム化の原則を確保するために、技術上及び組織上の措置が設けられることを確保するものでなければならない。公共の利益におけるアーカイブの目的、科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的のための個人データの別の目的による処理は、(例えば、データの仮名化のような) 適切な安全性確保措置が存在することを条件として、データ主体の識別を許さない、もしくは、許さなくなったデータの処理によってその目的を充足させることができるということを管理者が評価したときは、行われるべきである。構成国は、公共の利益におけるアーカイブの目的、科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的のために行われる個人データの処理のための適切な安全性確保措置について定めなければならない。

---

<sup>1</sup> 公的部門にある情報の再利用に関する欧州議会及び理事会の 2003 年 11 月 17 日の指令 2003/98/EC (OJ L 345, 31.12.2003, p. 90)

構成国は、公共の利益におけるアーカイブの目的、科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的のために個人データの処理が行われる場合、特別の要件の下に、かつ、データ主体のための適切な安全性確保措置に従い、情報提供の義務、並びに、訂正の権利、削除の権利、忘れられる権利、処理の制限の権利、データの可搬性の権利及び異議を述べる権利に関し、その細則及び特例を定めることが認められる。当の要件及び安全性確保措置は、比例性の原則及び必要性の原則に従って個人データをミニマム化することを狙いとする技術上及び組織上の措置に沿う特別の処理によって求められる目的に照らしてそれが適切である場合には、データ主体がそれらの権利を行使するための特別の процедуруを伴うものとする事ができる。また、科学の目的のための個人データの処理は、臨床試験に関する法令のような関連する他の立法を遵守するものでなければならない。

(157) 登録所からの情報と連結することによって、研究者は、心血管疾患、ガン及びうつ病のような広い範囲の健康状態と関連する大きな価値のある新たな知識を得ることができる。登録所を基盤として、その研究結果は、より大きな人口に基づいて考察するものとして拡大され得る。社会科学の範囲内では、登録所に基づく調査は、失業及び教育といったような多数の社会上の条件とそれ以外の生活上の条件との長期間にわたる相関関係についての基礎的な知識を研究者が得ることができるようにするものである。登録所から得られる調査結果は、安定的で高品位の知識を提供する。それは、知識に基づく政策の形成や実施のための基礎を提供し、大勢の人々の生活の質を向上させ、そして、社会サービスの効率性を向上させ得るものである。科学的な調査を促進するために、個人データは、欧州連合の法律または構成国の法律に定める適切な要件及び安全性確保措置に服する場合には、科学調査の目的のために、これを処理することができる。

(158) 個人データがアーカイブの目的で処理される場合、この規則は、死亡した者に対してはこの規則が適用されないことに留意した上で、その処理についても適用されなければならない。公共の利益に関する記録を保有する行政機関または行政組織もしくは民間組織は、欧州連合の法律または構成国の法律により、一般的な公共の利益のための不朽の価値を有する記録の収集、保存、鑑定、編纂、記述、送信、広報、普及及び配布をし、かつ、その記録へのアクセスを提供すべき法的義務をもつ公共機関であるべきである。構成国は、例えば、かつての全体主義国家体制の下での政治的活動、ジェノサイド、人道に対する罪、とりわけ、ホロコースト、または、戦争犯罪と関連する特別の情報を提供するという観点から、アーカイブの目的のための個人データの別の目的による処理について定めることも認められるものとしなければならない。

(159) 個人データが科学調査の目的で処理される場合、この規則は、その処理についても適用される。この規則の目的のために、科学調査の目的のための個人データの処理は、例えば、技術開発及び展示、基礎研究、応用研究並びに民間資金の提供を受けた研究を含め、幅広く解釈されなければならない。加えて、欧州の研究の領域を達成するという TFEU 第 179 条第 1 項に基づく欧州連合の目的を考慮に入れなければならない。科学調査の目的は、公衆衛生の領域で公共の利益において行われる研究も含めるものとしなければならない。科学調査の目的のための個人データの処理の特殊性に適合させるため、科学調査の目的の過程における個人データの出版またはそれ以外の開示に関しては、とりわけ、特別の要件が適用されなければならない。とりわけ、健康という文脈における科学調査の結果が、データ主体の利益において、別の措置のための根拠を与える場合には、そのような措置の観点から、この規則の一般的な規定が適用されなければならない。

(160) 個人データが歴史調査の目的で処理される場合、この規則は、その処理についても適用される。死亡した者に対してはこの規則が適用されないことに留意した上で、このことは、歴史調査及び地理調査の目的を含めるものとすべきである。

(161) 臨床試験における科学的な研究活動への参加に同意する目的のためには、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 536/2014<sup>1</sup>の関連する条項が適用されなければならない。

(162) 個人データが統計の目的で処理される場合、この規則は、その処理について適用される。欧州連合の法律または構成国の法律は、この規則の制限の範囲内で、統計の内容、アクセス管理、統計の目的による個人データの処理の仕様、並びに、データ主体の権利及び自由の安全性を確保し、統計上の秘密を確保するための適切な措置について定めなければならない。統計の目的とは、統計調査または統計結果の作成のために必要となる個人データの収集及び処理の業務のことを意味する。統計の結果は、科学調査の目的を含め、更に、異なる目的のために用いることができる。統計の目的は、統計の目的による処理の結果が、個人データではなく、集計されたデータであること、そして、その結果または個人データが特定の自然人に関する措置または判定を支援する際に用いられるものではないことを意味する。

(163) 欧州連合の公式統計及び構成国の公式統計を作成するために欧州連合の統計局及び構成国の統計局が収集する機密性のある情報は、保護されなければならない。欧州統計は、TFEU の第 338 条第 2 項に定める統計上の基本原則に従って設けられ、作

---

<sup>1</sup> 人間用の医療機器の臨床試験及び指令 2001/20/EC の廃止に関する欧州議会及び理事会の 2014 年 4 月 16 日の規則(EU) No 536/2014 (OJ L 158, 27.5.2014, p.1)

成され、かつ、配布されるものとしなければならない。他方において、構成国の統計は、構成国の法律を遵守するものでなければならない。欧州議会及び理事会の規則(EC) No 223/2009<sup>1</sup>は、欧州統計のために統計上の秘密に関する別の仕様を定めている。

(164) 管理者または処理者から個人データへのアクセス及びその施設へのアクセスを得るための監督官の権限に関して、構成国は、法律により、この規則の制限の範囲内で、個人データの保護の権利と職務上の守秘義務との整合性を保つために必要となる範囲内において、職務上の秘密またはそれと均等の機密保持義務を防護するための特別規定を採択することができる。これは、欧州連合の法律によって求められる場合には、職務上の守秘義務に関する規則を採択すべき構成国の既存の義務を妨げるものではない。

(165) この規則は、TFEU の第 17 条の中で認められているように、構成国内にある教会、宗教団体及び宗教上の集団の現行の憲法に基づく地位を尊重し、かつ、これを妨げない。

(166) この規則の目的を充足するために、すなわち、自然人の基本的な権利及び自由、とりわけ、自然人の個人データの保護の権利を保護し、かつ、欧州連合内における個人データの支障のない移転を確保するために、TFEU の第 290 条による行為を採択する権限が欧州委員会に委任される。とりわけ、認証方法の基準及び要件、標準的なアイコンによって表示されるべき情報及びそのアイコンを提供する手続に関して、委任された行為が採択されなければならない。専門家レベルのものを含め、欧州委員会がその作業を準備する間に適切に協議を行う上では、このことは、特に重要なことである。欧州委員会は、委任された行為を準備し、それを起草したときは、欧州議会及び理事会に対し、同時に、適時に、かつ、適切に、関連文書を送付しなければならない。

(167) この規則の実装のための統一的な要件を確保するために、この規則によって定められている場合には、欧州委員会に対してその実装権限が与えられる。この権限は、規則(EU) No 182/2011 に従って行使される。その過程において、欧州委員会は、マイクロ企業及び中小企業のための特別措置を検討しなければならない。

(168) 管理者と処理者の間及び処理者間における標準約款；行動準則；認証のための技術標準及び認証方法；第三国、第三国内における地域もしくは特定の分野または国際

---

<sup>1</sup> 欧州の統計、欧州共同体統計局に対する統計上の秘密に服するデータの移転に関する欧州議会及び理事会の規則(EC, Euratom) No 1101/2008 の廃止、欧州共同体の統計に関する理事会規則(EC) No 332/97 の廃止並びに Euratom の欧州委員会統計計画委員会の設置に関する理事会決定 89/382/EEC の廃止に関する欧州議会及び理事会の 2009 年 5 月 11 日の規則(EC) No 223/2009 (OJ L 87, 31.3.2009, p.164)

機関によって与えられる十分なレベルの保護；標準データ保護約款；拘束的企業準則のための管理者、処理者及び監督官間での電子的な手段による情報交換の書式及び手続；共助；監督官の間及び監督官と委員会の間での電子的な手段による情報交換のための覚書に関する実装行為の採択のために、審議手続が用いられなければならない。

(169) 利用可能な証拠によって、第三国、第三国内の地域もしくは特定の分野または国際機関が十分なレベルの保護を確保していないことが明らかにされ、そして、緊急性という根拠によって正当化されるときは、欧州委員会は、直ちに、適用可能な実装行為を採択しなければならない。

(170) この規則の目的、すなわち、欧州連合の全域における自然人の保護及び個人データの支障のない移転の均等なレベルでの確保は、構成国によっては十分に達成することができず、そのような行為の規模及び効果のゆえに、欧州連合レベルでよりよくその目的を達成することができることから、欧州連合は、欧州連合条約 (TFU) の第 5 条に定める補完性原則に従い、措置を採択することができる。同条に定める比例性原則に従い、この規則は、その目的を達成するために必要なところを超えることはない。

(171) 指令 95/46/EC は、この規則によって廃止される。この規則が適用される日に既に行われている処理は、この規則の発効の後 2 年以内に、この規則に適合するようにされなければならない。処理が指令 95/46/EC による同意に基づくものである場合には、その同意を与えた方法がこの規則の要件に沿うものである限り、この規則の適用の日の後に管理者がその処理を継続することができるようにするために、データ主体が彼もしくは彼女の同意を再び提供することを要しない。指令 95/46/EC に基づいて採択され、監督官によって承認された欧州委員会の決定は、その改正、置き換えまたは廃止があるまでの間は、その有効性を維持する。

(172) 欧州データ保護監督官は、規則(EC) No 45/2201 の第 28 条第 2 項に従って協議をし、そして、2012 年 3 月 7 日にその意見書を<sup>1</sup>提出した。

(173) この規則は、管理者の義務及び自然人の権利を含め、欧州議会及び理事会の指令 2002/58/EC<sup>2</sup>に定めるのと同じ特別の義務に服さない個人データの処理とそれぞれ対応する基本的な権利及び自由の保護に関する全ての事項について適用される。この規則と指令 2002/58/EC との関係を確認するために、同指令は、しかるべく改正されなければならない。この規則が採択された後、指令 2002/58/EC は、特にこの規則との整

---

<sup>1</sup> OJ C 192, 30.6.2012, p. 7.

<sup>2</sup> 電子通信分野における個人データの保護及びプライバシーの保護に関する欧州議会及び理事会の 2002 年 7 月 12 日の指令 2002/58/EC (プライバシー及び電子通信に関する指令) (OJ L 201, 31.7.2002, p.37)

合性を確保するために、見直されなければならない。